
令和6年度 美郷町学校教育の指針

あいさつの美郷 走る美郷 読書の美郷



美郷町教育委員会

目 次

第1章 概況・基本方針

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 子どもの実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 教育の基本構想
 - (1) まちづくりの将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) まちづくりの基本理念と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 子どもの教育の充実のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 教育理念と目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 家庭教育

- 家庭教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 放課後児童クラブの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 家庭教育10か条放課後児童クラブの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 育児相談の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 園開放と「遊びの広場」の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 学校教育

- 1 一人一人の可能性を最大限に伸ばすことを目指した「知・徳・体」の教育の充実
 - (1) 子どもの目的意識と意欲を高め、納得と感動が生まれる授業づくり・・ 9
 - (2) 心を育む教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) 健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 豊かな体験活動や様々な人との交流などによる「ふるさと教育・キャリア教育」の充実
 - (1) ふるさと教育・キャリア教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 夢中になって粘り強く取り組む体験の充実と様々な人との交流推進・・ 17

(3) 社会のグローバル化に対応できる子どもの育成を目指す国際教育の 推進	19
--	----

3 特別支援教育・教育相談の充実と連携を重視した教育の推進

(1) 特別支援教育の充実	20
(2) 不登校傾向等の児童生徒への支援の充実	22
(3) 連携を重視した学校づくりの推進	23

別添 資料

- ・美郷町立学校・放課後児童クラブ紹介
- ・美郷町第3次読書推進計画
- ・美郷町いじめ防止基本方針
- ・美郷町教育委員会 防災計画（震災対策）

第1章 概況・基本指針

1 はじめに

美郷町においては、日本国憲法及び教育基本法に基づき、人間尊重の精神と態度を養うとともに、個性と創造力豊かな人間の育成を目指した教育を推進しています。この教育の指針は、美郷町教育大綱、第3次美郷町総合計画を踏まえ、豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う「みさとの子」の育成を目指して作成したものです。家庭、学校、地域を包含し、親の行動力、教師の指導力、地域の子ども育成力が総合的に働くことを目指しています。今後も、価値観が多様化し少子化が進行するなかで、「教育の町美郷」の具現化に向けて様々な施策を講じてまいります。

2 地域の概況

秋田県美郷町は、平成16年11月、千畑町・六郷町・仙南村の2町1村の合併により誕生し、11月で合併20年を迎えます。

秋田県の南部、穀倉地帯として知られる仙北平野南東部に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県、南は横手市、北と西は大仙市にそれぞれ接しています。奥羽山脈真昼岳（1,059m）の西麓に広がる標高40m～50mの扇状地帯で、奥羽山脈を源として西流する丸子川、真昼川、また町内を南北に流れる田沢疎水によって豊かな水田が広がっています。

町内には、各地に大小114か所の湧水があり、水環境に恵まれています。また、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」行事などの伝統行事や、後三年合戦関連遺跡、千屋断層、ラベンダー園などの名所があります。



天筆書き(美郷中学校)

3 子どもの実態

美郷町の子どもたちは、年齢にかかわらず明るく素直で、日常の挨拶や対応がきちんとしています。また、学習や運動に前向きに取り組むとともに、勤労を好み、協調性に富むという傾向にあります。今後は、粘り強く考えたり創意工夫したりする態度を一層育むとともに、豊かな表現力を身に付け、主体的に学習や活動に取り組んでいくことが求められます。

また、町の総人口に占める年少人口（15歳未満）は、平成17年では16.1%でしたが令和6年2月末では、8.7%となっており、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少率や高齢人口（65歳以上）の増加率と比べても、急速に少子化が進行している状況にあります。



授業風景（仙南小学校）



ふるさと・キャリア学習（千畑小学校）



地域行事・樽神輿（六郷小学校）

4 教育の基本構想

美郷町では、平成 17 年度に美郷町総合計画（第 1 次計画）を、平成 27 年に第 2 次総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。その後令和 4 年度には、目標年次を令和 11 年度とする「第 3 次美郷町総合計画」（以下、第 3 次計画）を策定し、本町の将来像と、長期的なまちづくりの基本的な指針と目標を明らかにし、その実現に向けた施策の体系と主要事業及び目標を示しています。

令和 4 年度以降は、この第 3 次計画との整合を図って美郷町が目指す教育の方向性を示した「美郷町教育大綱」を年度毎に策定しています。

（1）まちづくりの将来像

“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち

— ともにつくる未来の美郷 —

町では、これまでの成果を踏まえてさらに質の向上を目指すとともに、人と人、組織と組織のつながりや交流から活力を見出し、美郷町の豊かさを町内外に広く実感させられるようなまちづくりに努めています。



七滝植樹（仙南小学校）

（2）まちづくりの基本理念と目標

まちづくりの将来像を実現するために、第 3 次計画の基本理念として「快適」「豊か」「安全・安心」「活力・賑わい」の 4 つを掲げ、さらに 6 つの目標を掲げて様々な施策に取り組んでいます。町の園・学校教育と関連しているのは、次に示す目標 3 です。

目標 3 豊かな心と人材を育てるまち

- 学力向上対策の推進やふるさと教育・キャリア教育の強化などにより、次代を担う子どもを育てるまちを目指します。
- 芸術・文化活動の強化や生涯スポーツの充実などにより、住民の豊かな心を育むまちを目指します。

(3) 子どもの教育の充実のために

第3次美郷町総合計画及び目標3を踏まえて、町では「豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う人間の育成」の教育理念を掲げ、施策展開していきます。園・学校教育に関連する重点は、次の4点です。

- ① 学力向上対策の推進
- ② ふるさと教育・キャリア教育の強化
- ③ 豊かな感性・創造力育成の推進
- ④ 国際教育の推進



マラソン大会（千畑小学校）

この指針では、以上の他に特別支援教育や教育相談の充実、園・学校間や保護者・地域との連携を重視した学校づくりの推進を重点として加え、具体的な事業を示してあります。

5 教育理念と目指す姿

〔美郷町教育理念〕

豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う人間の育成

〔美郷の教育 三つの目指す姿〕

あいさつの美郷

走る美郷

読書の美郷

美郷町では、この“教育理念”と“三つの目指す姿”を掲げ、子どもたちが「心豊かな人間性」、「健やかな体」、「確かな学力」を身に付けるとともに、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う心情を培っていくことを目指します。



あいさつ運動（仙南小）



マラソン大会（美郷中）



読書集会（六郷小）

第2章 家庭教育

笑顔 元気 みさとの子

家庭教育 10 か条に基づく家庭教育の推進

「家庭教育」は、すべての教育の原点です。家庭は、将来の美郷や秋田、そして日本を担う人間を育てるために、健やかな体と豊かな心、生きる力を付けるための基本的な生活習慣を確立する場であり、人格形成の基礎を築く役割をもちます。社会のマナーや基本的な生活習慣、学習習慣は毎日の繰り返しで身に付くものです。子どもの「がんばり」や「伸び」、「つまずき」をよく見て、誉めたり励ましたり、時には叱ったりしながらたえず声をかけていくことが大切です。

美郷町では、子育て支援資料として東北大学の川島隆太教授監修のもと「美郷っ子の未来学」(平成28年)を作成し、小学校低学年までの保護者に配布しています。川島教授が脳科学のデータから科学的に実証した、毎日少しだけ取り組んでほしいことを紹介しているものです。また、小学校高学年以上の保護者には「美郷っ子の未来学～思春期編～」(平成30年)で、望ましい親子のかかわりについて紹介しています。

さらに、美郷町教育を考える会が中心となって実践している「家庭学習の手引き」の活用と「ノー電子メディアチャレンジデー」への取組も支援しています。

一方、家庭で大切にしたい条文「笑顔元気みさとの子家庭教育10か条」も作成しました。その構成は、町で掲げる9か条と家庭でつくる1か条をあわせて10か条で構成しています。家庭でつくる1か条は、「これだけは譲れません 我が家では」にふさわしい内容・文言にしてもらいようをお願いしていきます。

今年度も園や学校の行事も掲載した美郷町家庭教育10か条カレンダーを作製し、子どものいる家庭すべてに配布します。

また、生涯学習課においては、保育参観日に開催している「幼児期家庭教育講座」や就学時健診時に開催している「子育て講座」があります。更に小中学校及びPTAと連携した「家庭教育セミナー」(親力アップ講演会)を実施しています。



まち探検 (六郷小)



PTA講演会 (仙南小)

安全な環境で、楽しく遊び学び仲間づくりができる 放課後児童クラブ活動の推進

放課後児童クラブは、保護者が労働などによって授業終了後の時間帯に家庭にいない児童が、安心して過ごせる生活の場として設置するもので、美郷町では3地区の小学校それぞれの校地内に、めだか児童クラブ・わくわく児童クラブ・仙南っ子児童クラブを設置しています。



わら細工（千畑小）

放課後児童クラブでは、安全面に配慮しつつ、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう配慮するとともに、基本的な生活習慣の確立を促し、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を促します。

また、小学校や認定こども園、地域の様々な社会資源との連携を図りながら、児童の健やかな成長を支援します。

1 児童の年齢や発達過程に応じた主体的な遊びや生活の支援

児童が放課後児童クラブの中でお互いの存在を理解し合って生活していくために、児童同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人一人の意識や発達の状況に十分配慮します。

（1） おおむね6歳～8歳（低学年）の児童への配慮

幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮して、放課後児童支援員が身近にいて、児童が安心して頼ることのできる存在になれるよう努めます。

（2） おおむね9歳～10歳（中学年）の児童への配慮

大きな質的变化が表れることを考慮して、児童の意識や感情の変化を適切に捉えるよう努めます。

また、同年代の仲間との関わりを好み、また反面、他の児童の視線や評価に敏感になるなどの発達的特徴の理解に基づいた関わりをします。

（3） おおむね11歳～12歳（高学年）の児童への配慮

ある程度計画性のある生活を営めるようになり、自立心も成長をみせる時期である

ことから、児童同士の個人的な関係を大切にすることなどの発達的特徴を理解し、信頼に基づく関わりに努めます。

2 一人一人と集団全体を豊かにするための支援

放課後児童クラブは、年齢や発達の違いはもとより、養育環境の異なる多様な児童と一緒に過ごす場所です。それぞれの児童の養育環境や児童同士の関係を捉えながら適切に対応します。

(1) 安心して過ごせる環境づくり

児童が、放課後児童クラブでの過ごし方について理解し主体的に生活できるように援助します。児童が過ごす空間や時間に配慮して、発達段階にふさわしい遊びと生活環境をつくります。児童が宿題、自習などの学習活動を自主的に行える環境を整えて、必要な援助をします。

(2) 職員体制

放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる児童を同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があることや、安全面での管理が必要であることなどから支援単位ごとに2人以上の放課後児童支援員などを配置しています。

(3) 保護者との連携

保護者と放課後児童支援員がお互いに児童の様子を伝え合い、家庭と連携して育成支援を行います。児童に関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することによって、保護者が安心して子育てと仕事などを両立できるように支援します。

また、児童クラブだよりを発行するなどの情報発信に努めます。

(4) 特別な支援や配慮を要する児童への対応

保護者や関係機関と連携を図りながら、プライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意して、児童の実態に応じた支援に努めます。

3 学校との連携

児童の体調や生活の様子などの情報を小学校と共有し、積極的に連携を図ります。

家庭教育 10 か条

○「大好きだよ ずっと見ているよ わが子なもの」

子どもは、家族にとってかけがえのない存在、あたたかい言葉で伝えましょう。

○「おは・こん・こん 元気な挨拶こだますわが家 わが地域」

おは・こん・こん～おはよう・こんにちは・こんばんは～
明るく元気な挨拶を習慣化させましょう。

○「みさとの子 早寝 早起き 朝ごはん」

規則正しい生活で基本的な生活習慣を整えさせましょう。



○「ありがとう・ごめんなさい 素直な気持ちを育てます」

感謝の気持ちや人へのいたわりを小さなうちから育てましょう。

○「お手伝い 感謝の気持ち 育てます」

手伝いを奨励し、感謝の気持ちや責任感を身に付けさせましょう。



○「我が家では がまんも教え 育てます」

小さながまんを一つずつ重ねさせることで粘り強い人間になります。

○「いじめや差別 見逃しません 許しません ことの善し悪し教えます」

生命や人権を尊重する精神を家庭生活から築きます。



○「誉めて 叱って 見守って 家族の絆 地域の絆 深めます」

誉めて、叱って、見守ることで子どもとの絆が深まります。



○「読書する ひととき 家族でつくります」

読書は、知識のみならず知恵や想像力を育み、感性を高めます。

○我が家のルール「

これだけは譲れない家族のルールがあります。各家庭でつくります。」



第3章 学校教育

“みらい”を開く子どもを育てる学校教育の推進

- ◇確かな学力を身に付けた子どもの育成
- ◇心と体を鍛え、たくましく生きる子どもの育成
- ◇物事に熱中して取り組み、個性と創造力をみがく子どもの育成

1 一人一人の可能性を最大限に伸ばすことを目指した「知・徳・体」の教育の充実

学校教育では、「知・徳・体」それぞれの力を育成し、自立する力、生きる力を育んでいくことを目指しており、そのためには毎日の学校生活、特に授業が充実して楽しいものであることが必要です。そして、教育活動においては、一人一人の子どもがもっているよさや可能性を、最大限に伸ばしていくことを目指していきます。

(1) 子どもの目的意識と意欲を高め、納得と感動が生まれる授業づくり

教育活動の中心が学習指導にあることを踏まえ、確かな学力を身に付けさせるために、児童生徒の実態に応じて日々の授業を核とした指導計画を作成して学習指導を展開します。

そのために、目標を具体化し、指導方法の一層の工夫改善を推進していきます。特に、「知りたい、分かってほしい、考えたい、やってみよう」などの子どもの目的意識と意欲を高め、「なるほど、そうなるのか」と納得し感動が生まれる授業を目指します。

児童生徒が学習に主体的・意欲的に取り組み学力を高めていくためには、一人一人が自分の考えをもち、その考えを文字や言葉で相手に伝え、関わりの中で学び高め合う姿勢が求められます。

また、児童生徒が、自分に合った学び方（スキル）を身に付けていくために、「学び方の手引き」や「家庭学習の手引き」等の作成と改善を進め、活用を図っていきます。家庭学習が学び方を身に付ける実践の場となるように、家庭との連携を大切にしていきます。

このような学習を支える言葉の力を高めるためにも、町ではこれまで読書活動の推進を重視してきました。これからも、「読書の美郷」を合い言葉に、読書習慣の定着を図ります。



ビブリオバトル（美郷中）

【具体的な施策】

ア. 学習状況調査等の分析と学力向上対策策定・実践

学力・学習状況調査等の分析を行い課題の明確化を図るとともに、課題解決のための具体的な手立てを講じます。また、結果分析に基づく授業改善や研修等の継続と充実を図ります。

イ. 授業改善、研修活動改善のための研修会開催

授業改善と授業力向上のために効果的な研修の在り方を検証し、研修活動の充実を図ります。今年度も大学教授の指導による研修機会を設け、各校の研修の進め方にP D C Aサイクルを機能させて授業の改善を進めます。

ウ. I C T機器等を活用した学習の推進

タブレット型P Cや電子黒板等のI C T機器と授業支援ソフトを活用した効果的で効率的な学習を推進します。そのために、I C T有効活用推進委員会や研修会を開催するなどにより、教職員の指導力向上を図ります。また、令和2年度から必修化されたプログラミング教育を通して、「プログラミング的思考」等を育むとともに、各教科等での学習内容のより確かな定着を目指します。



体育の授業（六郷小）



I C Tの活用（千畑小）



ふるさと学習発表会（美郷中）

エ. 新聞活用教育の促進

小学校4年生から中学校3年生まで、それぞれ小・中学生向けの新聞を提供し、親しみや興味をもって新聞を読むことができるようにします。また、社会情勢や文化的なことなどへの理解や関心を高めるとともに、読解力や表現力の向上を図ります。

オ. 基礎学力定着度調査、知能検査の実施

小学校1・2・3年生を対象に、国語・算数の基礎学力定着度調査を実施するとともに、小学校2・5年生を対象に知能検査を実施します。学力向上を推進するために、児童生徒の状況を客観的に分析する事業を行います。

カ. 「学び方の手引き」「家庭学習の手引き」活用促進

身に付けるべき学び方の基本を小中学校が連携して系統的に指導していくための「学び方の手引き」と、9年間を通して発達段階に応じて、日々家庭学習に取り組むための「家庭学習の手引き」（児童・生徒用、保護者用）の活用を促進します。

美郷発 **家庭学習の手引き**

〈約束〉

- ① 学習する時間を決めましょう。
- ② 「ながら勉強」はやめましょう。
- ③ 家の人にチェックしてもらいましょう。

小学5・6年生用

めあて
自分で計画を立てて
毎日の学習を進めよう。
学習時間の目安
60分以上

〈確認しよう！〉

- テレビを見ながら勉強していませんか？
- 休みの日には+20分です！

〈こんなことをがんばってみよう！〉

- その日の学習内容やテストでまちがえた問題を復習し、次の日の予習をする。
- 国語の教科書やドリルを使って、漢字の練習をする。
- 辞典をひいて言葉調べ、主語や述語、修飾語に気をつけて短文を作る。
- ロー字の練習をする。 □ 短歌や俳句をつくる。 □ 公式を覚える。
- 算数の教科書やドリルを使って、計算問題や文章問題を練習する。
- 小数・分数・割合・百分率・比例・逆さなどの意味を確かめ、文章問題を作る。
- 理科や社会で学習した内容を教科書で確かめ、ポイントを図や表、グラフや文章でまとめる。
- 歴史上の出来事や人物について、資料集や地図帳で調べる。
- 新聞の記事をノートにほり、学級を決めて意見文を書く。
- 興味のあることや疑問に思ったことについて、調べ学習に取り組む。

終わったら、自分で丸付けをし、家の人にも見てもらいましょう！



職場体験（美郷中）



わら細工（六郷小）

キ. 「美郷町読書推進計画」に基づく環境整備と読書活動の推進

町は令和3年度に第3次美郷町読書推進計画を策定し、町民の読書活動を推進してきています。

子どもたちが本に親しみ心を豊かにするための取組として、生涯学習課では、乳児とその保護者への絵本の配布や幼児への読み聞かせ活動（ブックスタート事業）を実施しています。これは、乳幼児期の子どもと保護者が言葉と心を通わすよい機会となっています。

また、義務教育9年間で美郷の子どもたちに読ませたい美郷町推薦図書を300冊選定し、対象年齢に合わせた100冊ずつを「読書100泉(選)」としました。これを読破した子どもたちには、町が認定書を贈呈し、子どもたちの読書活動を奨励しています。

各学校には週1～2回、美郷町立図書館の司書を派遣して、図書室環境の整備や読書活動促進のために支援しています。

(2) 心を育む教育の推進

よりよく生きる人間の育成を目指して、道徳教育の要となる道徳の時間を充実させるとともに、教育活動全体を通じて自己管理能力や人間関係形成能力などを育成していきます。

町では、「あいさつの美郷」を合い言葉にあいさつを交わす取組を進め、人と人との心を通わし、他者を思いやる心を育てていきます。このことは、人生を豊かに生きる人づくりにつながっていくものと考えています。

また、いじめの未然防止と早期発見及びその対応等に取り組むために、平成26年1月に「美郷町いじめ防止等のための基本方針」を定めました。この方針により各学校では、いじめ防止等に向けての校内体制を整え組織的に対応するとともに、いじめ防止に向けて児童会や生徒会の主体的な取組等を推進しています。

さらに、本町においても一部の子どもたちが、インターネットを介してゲーム機や情報端末の利用に多くの時間を費やして、本来行うべき学習などが疎かになったり、トラブルに巻き込まれたりしている実態があります。これらの改善のために、学校と家庭の共通理解を図ります。



あいさつ運動(六郷小)

メディア三箇条		生活三箇条		美郷中学校 いじめゼロ 六箇条
第一条	イジリ、からかい、悪口厳禁！	第一条	他人の物に触れない！	
第二条	人のよさを見つめる目をもとう！	第二条	トラブルのもと！	
第三条	個人情報、誹謗・中傷 投稿厳禁！	第三条	午後九時半 やりとりやめよう	
第四条	悩みはネットに逃げず、	第四条	一斉に！	
第五条	大人に相談！	第五条		

いじめゼロ6箇条(美郷中学校)

【具体的な施策】

ア. あいさつ運動の実践

あいさつを交わすことは、人と人との心を開き、他の人を思いやる心を育てていくことにつながります。心を育む教育の中心にあいさつ運動を据え、実践に取り組んでいきます。

イ. 共通理解に基づくいじめ問題対策の推進

「美郷町いじめ防止等のための基本方針」を受けて、教職員の他、地域住民、保護者で組織する、「いじめ問題対策連絡協議会」を年2回開催して、いじめ問題に関する課題解決について検討していきます。

また、「いじめ防止リーフレット」を作成したり、ネット問題に関する情報を提供したりするなど、児童生徒及び保護者に対する啓発活動を進めます。

ウ. 生徒会、児童会の主体的な取組推進

町内の小・中学校では、児童会や生徒会の主体的な活動を促し、あいさつ運動やいじめを無くすための取組、インターネットや電子メディアの利用改善のための取組を展開していきます。

エ. インターネット・メディア機器利用改善の推進

インターネットやメディア機器の利用に関する調査の結果などを広く伝え、所持率やトラブル、利用制限やフィルタリングなどの情報を、町広報などを通じて保護者や地域に提供します。

学校や関係機関と協力して情報モラルに関する研修機会を設けたり、トラブル等の未然防止や電子メディア利用のルール作りを支援したりします。

また、美郷町教育を考える会が推進し、小・中学生が実践している、「ノー電子メディアチャレンジデー」(ミズモの日)への取組も支援していきます。



オ. 「鴻鵠の志」育成基金を活用した事業の推進

美郷大使である佐々木毅氏から寄贈された基金を活用し、日本や世界の第一線で活躍されている方を招いての講演会等を実施し、児童生徒の高い志や向上心の育成を図ります。



SOSの出し方集会
(美郷中学校)



「鴻鵠の志」育成事業
高橋正雄氏講演会

(3) 健やかな体の育成

子どもたちが健やかに成長していくためには、自分の体や健康、体力に関心をもっていくことが大切です。

これまで町では、「走る美郷」を合い言葉に掲げ体力づくりに取り組んできました。

今後も、子どもたちが規則正しく生活し、進んで体を動かし活動することができるように、また、基礎体力や運動能力の向上のために、体育の授業の充実や走る習慣の定着を図ります。

また、食事と健康への関心を高めるために、食育の充実に取り組み、本町の課題の一つである肥満傾向の子どもの減少を目指します。



体育祭（美郷中）



JA クッキング教室（千畑小）

【具体的な施策】

ア. 基礎体力や運動能力の向上と、継続した「走る」習慣の定着

小学校では、業間タイムを利用してランニングを奨励したり校内マラソン大会を実施したりしています。また、中学校でもタイムトライアルや校内駅伝大会を実施しています。

イ. 学校給食の充実と地場産食材の活用、食育の推進

町には、小・中学校用に給食センターが2か所あり、衛生面の徹底を図るとともに、毎月1回、美郷産の食材を利用した「美郷給食の日」を設けるなどして、地場産の農産物を積極的に活用しています。また、献立表を工夫して食の重要性を児童生徒に教えたり、各校において家庭科の時間を中心に食の大切さを指導したりしています。県からは栄養教諭が2名配置されており、各校を兼任することで食育の充実を図っています。

ウ. てくてくとことこ運動の実施

学校から少し離れた場所にスクールバスの降車場所を設け、子ども達が歩いて登校できるようにします。朝の空気を肌で感じることによって、感性を豊かにするとともに、学ぶことへの主体的な意識を高め、健康な体づくりを増進します。

2 豊かな体験活動や様々な人との交流などによる「ふるさと教育・キャリア教育」の充実

(1) ふるさと教育・キャリア教育の充実

美郷町は、東に奥羽山脈、西に仙北平野が広がる肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれた町です。学校の周囲には、水田や畑が広がっており、各小学校ではこのような環境を利用して水環境の学習や、水田や畑の耕作をとおした社会科や理科の学習、環境学習等を推進しています。学習では、地域の自然・歴史・文化・多くの人との関わりを生かし、子どもたちは地域のよさに触れながら、ふるさとへの愛着心を醸成しています。



キャリア教育・職場体験（美郷中）

その際、キャリア教育の視点をもってふるさと教育を充実させることにより、ふるさとによって育まれる豊かな心を受け継ぎ、活力あふれる郷土づくりに積極的に関わることができる人間の育成に努めます。

また、キャリア教育で重視している「①人間関係形成・社会形成能力、②自己理解・自己管理能力、③課題対応能力、④キャリアプランニング能力」の育成は、ふるさと教育・キャリア教育以外の様々な教育活動の場面でも意識していく必要があります。

【具体的な施策】

ア. こども園・小・中学校を貫く系統性を考慮した指導計画の策定

こども園・小・中学校では、町が目指すふるさと教育・キャリア教育の方向性に沿って、系統性を考慮した指導計画「美郷ふるさと活動」を策定して、学習や体験活動を展開します。

イ. 美郷町ふるさと学習教材及び美郷町オリジナル絵本の活用

小学校5、6年生及び中学生を対象とした「美郷町ふるさと学習教材（ふるさと美郷は宝箱）」を活用し、町内の自然、歴史、文化、産業、諸施設等を見学して学習を深め、将来の美郷を町の内外からになっていこうとするたくましい児童生徒の育成を目指します。また、郷土愛を深め豊かな心を育むことをねらいとした幼児及び小学校低学年向け「美郷町オリジナル絵本（ミサトとセッカのだいぼうけん）」の活用を促進します。

ウ. 「みさと働きびと」の活用

町内で働く人を紹介したキャリア教育資料「みさと働きびと」を活用して、キャリア教育の視点を重視したふるさと教育の充実を図ります。

エ. 水環境学習の充実

町には、湧水が全部で 114 か所あります。中でも、六郷湧水群は昭和 60 年に環境省の名水百選に選ばれています。

町は、平成 20 年に「美郷町水環境保全条例」を策定し、水を大切にしていける方針を打ち出しました。町内の千畑小学校、仙南小学校、美郷中学校にはビオトープが作られ「ハリザッコ」等を育てて自然や水、生き物などについて学習しています。また、各小・中学校では、地域の水環境に詳しい方を講師として学校に招き、水環境についての学習を深めています。

町は、水源涵養保安林である七滝山の植樹を行ったり、様々な機会をとらえて水環境学習を推奨したりしながら、子どもたちが水について知る機会を増やし、命の源である水環境を大切にする学習を推進しています。

オ. 「ミズモの郷キャリアスクール」の開催

長期休業日等を利用して、子どもたちが自分の興味関心に基づいて、主体的に取り組む職業体験の機会として、町内の全小学校 5・6 年生を対象に「ミズモの郷キャリアスクール」を開催します。

カ. 美郷町の自然・歴史・文化に関する研修会開催（新任・転入教職員対象）

新たに美郷町内の小・中学校に赴任した教職員を対象に研修を実施し、町の自然・歴史・文化等についての理解を深め、学習や諸活動の指導に生かすことによって、ふるさとを愛する児童生徒の育成を図ります。



水環境学習（仙南小）



美郷働き人講話（六郷小）



環境教育（千畑小）

■町の住民活動センター「みさぼーと」内に、学校支援地域本部が設置されており、登録ボランティアを活用した学習や行事が各学校で積極的に行われています。

（２）夢中になって粘り強く取り組む体験の充実と様々な人との交流推進

子どもの感性を育むためには、自然の中で五感を使って熱中して遊ぶことや様々な体験が必要です。そして「好きこそものの上手なれ」と言うように、好きなればこそ飽きずに努力をし熱中もします。そのような取組を重ねることにより、自らの力を高め精一杯努力する子どもが増えていくと考えます。

その小学生、中学生の時に夢中になって粘り強く取り組んだという体験は、大人になってから何事かをやり遂げるための下地になり、大きな力になっていきます。やりきった充実感や達成感、困難があってもそれを乗り越えようとする意志の力を高める傾向にあるからです。夢中になって取り組む姿は様々ありますが、子どもが熱中して粘り強く取り組む体験の充実を目指していきます。

また、様々な人と交流したり互いに切磋琢磨したりする機会を設けて、他者を思いやり積極的にコミュニケーションを図っていくなどの人間関係形成能力や社会形成能力を育成していきます。



コミュニケーション教室（仙南小）

【具体的な施策】

ア. 自由研究コンテストの開催

子どもたちが、好きなことや関心のあることなどを研究し、発表する機会を設けて豊かな創造力を育みます。また、小学校5、6年生の部の最優秀賞受賞者1名に「鴻鵠の志賞」として、親子での県外への研修視察を補助し、視野・見聞を広げる機会とします。

イ. 町内3小学校間交流の充実（6年生）

町内の3小学校の6年生が集まり、試行錯誤しながら協力してプログラムに取り組むことで、お互いを知る機会とするとともに、中学校生活への不安を解消し、期待を育みます。

ウ. 宿泊体験活動の実施（町内小学校4年生を対象）

学校毎に宿泊体験活動を実施し、家庭を離れて過ごす非日常的な体験をとおして自分の生活を振り返り、自立的によりよく生活しようとする気持ちを育みます。また、グループチャレンジ活動や美郷町歴史民俗資料館での交流活動をとおして、仲間と協力し合う楽しさを体験します。

エ. 町内小学校と友好都市等の小学校との交流推進

町内と友好都市等の小学校との交流を推進し、視野を広げるとともに、コミュニケーションを図ろうとする積極性や態度を育成します。また、ふるさとを愛し、誇りに思い、将来の美郷を担う子どもの育成を目指します。現在、千畑小学校は港区立御田小学校と、仙南小学校は文京区立千駄木小学校との相互訪問交流、六郷小学校は大田区立高畑小学校への訪問交流を行います。

オ. 「ほんもの」に触れる体験・交流活動の推進

第一線で活躍している人達の一流の芸術に触れたり、様々な体験活動をしたり実技指導をしてもらったりすることで、子どもたちの心を刺激し、感性や創造力の育成を図ります。

カ. 秋田大学との連携

秋田大学音楽教育研究室の学生による「水のコンサート」を開催し、音楽を鑑賞する機会を設けます。

キ. 児童生徒派遣補助・スポーツ少年団補助の充実

町では、児童生徒の部活動などに派遣費用を補助して負担の軽減を図り、積極的に活動に取り組むことができるように支援しています。また、各スポーツ少年団の活動に対しても補助を実施し、活動を支援しています。



自由研究コンテスト



御田交流(千畑小)

（３）社会のグローバル化に対応できる子どもの育成を目指す国際教育の推進

美郷町を活性化していくためには、ふるさとを誇りに思い、町の内外から町を支え将来の美郷を担う人間を育成していくことが大切です。特に、グローバルな視野や視点をもって活躍できる人材が求められます。町では、児童生徒の異文化への興味関心を高め理解を深めるとともに、語学力の向上を目指して国際教育^{注1}を推進します。



タイ王国中学生との相互訪問交流

【具体的な施策】

ア. 小学校外国語教育の充実に向けた研修の実施

小学校中学年の外国語活動導入と高学年の教科化に対応した校内研修の実施により、小学校外国語教育の充実を図ります。

また、県教育委員会からの英語の授業を専門的に担当する英語専科教員の配置により、指導力の向上を図ります。

イ. 英語・外国語活動充実のためのALT（外国語指導助手）の配置

3名のALTを配置し、小中学校の授業に参加し、児童生徒の英語力やコミュニケーション力の向上を目指します。

ウ. タイ王国中学生との相互訪問交流

タイ王国ノンタブリー県のアニューラチャプラシット校の中学生と美郷中学校生徒との相互訪問交流をとおして、英語力の向上の他、異文化理解を深め、コミュニケーション力や国際感覚を養います。

エ. 国際教養大学との連携

平成25年度からは、国際教養大学との連携もスタートしました。園児、小・中学生が、国際教養大学の留学生と交流し異文化に触れることで、異文化理解やコミュニケーション能力の育成を図ります。各園・小・中学校への留学生の訪問と、子どもたちの大学への訪問を行います。

¹注 国際社会において主体的に行動できる人材を育成することを目標にした教育

3 特別支援教育・教育相談の充実と連携を重視した教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

子どもたちの中には、学校での学習や生活に悩みや課題を抱えたり、支援を必要としたりしている子どもがいます。町では、そのような特別な支援を必要とする子どもたちが、安全に楽しく学校生活を送り意欲的に学習を進めることができるように、特別支援教育^{2注}の充実を図り、適切で継続的な支援を行っています。

平成24年度には、六郷小学校に「通級指導教室^{3注}」を設置し、学習環境のハード面と個々の子どもの状況に合わせた個別の指導の充実を図ってきました。また、各学校においては、特別支援教育推進のための校内体制を整えており、子どもたちの状況の客観的かつ的確な把握の上に、インクルーシブ教育^{4注}の視点をもって実態に即した教育的支援を充実させていきます。

【具体的な施策】

ア. 学校生活支援員の配置による児童生徒の学校生活と学習支援の充実

小・中学校に19名の学校生活支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して安全を確保し、一人一人に合わせた生活や学習の支援を行います。



イ. 美郷SENネット連絡協議会への支援充実

平成25年度には、園・学校・教育委員会・福祉保健課・大曲支援学校等で組織する「美郷SENネット連絡協議会」(SEN=Special Education Needs)を立ち上げました。協議会は、特別支援教育に対する理解の推進を図るとともに貴重な情報交換の場として機能しています。今年度も定期的・継続的に開催し、特別支援教育の一層の充実と発展をすすめていきます。

^{2注} 心身に障がいのある子どもに対する教育の総称で、それぞれの障がいの特性に適した教育を行って子どもたちの発達を促し、自立を目指すことを目的として行う教育

^{3注} 小・中学校の通常の学級に在籍する、軽度の障がいがあり障害に応じた特別の指導を行う必要がある子どもを対象として教育を行う場合に、特別な教育課程によって指導を行うために設置した学級

^{4注} 障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み。障がいのある者が教育制度上で排除されることなく、生活する地域において初等中等教育の機会が与えられ、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

ウ. 「たんぽぽ教室」への支援

特別支援学級に在籍する子どもたちが一堂に会して交流を深める「たんぽぽ教室」の活動を支援していきます。



エ. 就学相談・教育支援の充実

町では、「教育や就学に関する相談会」を7月と9月の2回開催し、保護者が専門家に相談できる機会を設けます。

就学時には、医師、園長、校長などによる教育支援委員会を開催し、その答申を受けて一人一人へのきめ細やかな指導助言を行っています。また、認定こども園の園児についても関係機関と連携を図りながら情報交換を行い、万全な対応ができるように配慮します。



たんぽぽ教室



(2) 不登校傾向等の児童生徒への支援の充実

町や学校は、不登校傾向等に悩む子どもたちや保護者が相談しやすいような体制を整えるとともに、スクールカウンセラーやSSW、民生児童委員等と連携を図りながら、子どもたちの抱える問題が大きくなるように未然の対応策を講じていきます。また、必要に応じて関係者によるケース会議を開くなど、一人一人にきめ細やかな指導ができる体制をつくっていきます。

【具体的な施策】

ア. スクールカウンセラー配置事業等の活用

学校における教育相談体制の充実を図るため、県の事業を活用し、中学校にスクールカウンセラーを配置します。また町独自でもスクールカウンセラーを委嘱するとともに、小学校については、広域カウンセラーの積極的な活用を促し、相談機会の確保に努めます。

イ. 未然防止を目指す取組の充実（コミュニケーション教室）

不登校等の未然防止には、学校において安心して過ごすことができる人間関係づくりが欠かせません。子どもたちがよりよい人間関係を築くことができるよう、人間関係づくりや仲間づくりのスキルを身に付けることをねらいとした教育活動の充実を図ります。



みさとキッズわくわく交流会（3小学校6年生）



コミュニケーション教室（千畑小・美郷中）



(3) 連携を重視した学校づくりの推進

①認定こども園・小学校・中学校の連携を大切に了一貫教育の推進

町では、美郷町の目指す教育を実現し子どもたちのよりよい成長を図るために、三つの認定こども園、3小学校、1中学校の連携と接続を大切にしています。園長会や校長会において情報交換や共通理解を図り、共通実践事項の確認や行事の共同実践等の取組を継続していきます。

【具体的な施策】

ア. 「美郷町教育を考える会」を軸とした園・学校間連携の促進

平成22年度に発足した「美郷町教育を考える会」では、園・小・中学校の教員が「こころ」「まなび」「からだ」の三つのプロジェクト部会いずれかに所属しています。そこでは、町の教育課題について情報交換や共通実践事項などを確認して、PDCAサイクルをもとに取り組んでいます。

また、各校で実施されている指導主事訪問等への他校職員の参加など、教師としての資質向上を目指した実践研究及び研修が行われています。

イ. 美郷町幼小連携推進事業の実施

発達や学びの連続性を踏まえた認定こども園と小学校の滑らかな接続を目指し、平成18年度から、5歳児と小1の各担任を中心とする教職員の幼小連携理解推進研修を実施しております。令和元年度からは「幼小連携推進事業」として、保育と授業の相互参観や体験活動への参加等を行い、更に連携を推進しています。また、入学前後には園児・児童の課題を分析し、具体策を検討して、情報共有を図ります。



幼小連携事業（千畑なかよし園・千畑小）

②保護者や地域との連携による開かれた学校づくりと危機管理体制の整備

各学校では、保護者や地域との連携を図り、開かれた学校づくりを進めています。授業参観や学校行事等の機会を設けるとともに、保護者や地域の方が日常的に学校を訪問できるように努めています。

また、地域の方に授業や行事を積極的に公開し助言をいただく機会として、学校評議員制度を導入しています。学校評議員の会議では、学校の児童・生徒評価、職員評価、保護者評価を基に協議し、具体的な提言をいただいています。



救急救命講習（美郷中）

さらに、各学校では、地域の人材を活用した学習や行事、地域を題材にした学習、保護者や地域住民参加の学習や行事などを実施していきます。今後も、地域や保護者の願いを十分に反映するシステムを構築し、地域に愛される学校を目指していきます。

【具体的な施策】

ア. 児童生徒の安全確保と、地域と一体化した危機管理体制整備

町は、平成18年に「美郷町地域防災計画」を策定し、震災や一般災害に対する防災体制の整備に努めています。また、いざというときに慌てないために「美郷町災害ハザードマップ」を作成し、各小・中学校に配付しています。また、平成23年3月11日に起こった東日本大震災からの教訓により、平成23年7月に美郷町教育委員会防災計画（震災対策）を策定しました。これを受けて、学校は自校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成しています。

また、町は、平成24年度から、「安全・安心メールシステム」を導入し、子どもたちを不審者や災害から守り、安心して安全な学校生活ができる環境を整備しています。

イ. 不審者対策事業

各学校は、危機管理マニュアルを作成し、不審者が学校や通学路等に出現した際の具体的な対応を決めています。情報は、すぐに県警メールや教育委員会の連絡網を利用して近隣の学校に提供するようにしています。また、不審者情報等を学校から直接各保護者にメール配信する事業を展開しています。

ウ. 地域学校協働本部事業（生涯学習課）

学校に地域の方々を派遣し、学校の教育活動を協働するとともに、子どもたちの健やかな成長を促します。

..... 資料編

美郷町立学校・放課後児童クラブ紹介

美郷町立六郷小学校	住所：秋田県仙北郡美郷町六郷字赤城 1 電話：0187(84)1009	
〔校 長〕 栗林 靖雄	〔学 級 数〕 14クラス	〔児 童 数〕 231人
〔教育目標〕	ゆたかな心 かがやくひとみ ～すすんで ねばりよく ちょうせん～	
〔研究主題〕	学ぶことの喜びを感じ、自ら学びに向かう子供の育成 ～「なぜだろう？ わかった・できた！ さあつぎへ！」のある授業を目指して～	
〔本年度の重点〕	○「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善と協働による研究 ○地域に根ざしたふるさと教育・キャリア教育の編成と展開 ○子どもの「やってみたい」を引き出し支援していく経営の推進 ○よい生活習慣・学習習慣の定着のための学校と家庭による連携 ○「チーム六小」で協働して学校運営に取り組む教師集団の確立	

美郷町立千畑小学校	住所：秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 1 - 4 電話：0187(85)2211	
〔校 長〕 武藤 浩紀	〔学 級 数〕 12クラス	〔児 童 数〕 233人
〔教育目標〕	夢ここに つながる心 ふみ出す一歩	
〔研究主題〕	生き生きと学び、磨き合う子どもの育成 ～言葉をつなぎ、学びをつなぐ授業を通して～	
〔本年度の重点〕	○思いやりの心と関わる力の育成 ○深い学びにつながる授業改善と学力の向上 ○体力の向上と粘り強く取り組む態度の育成 ○地域と連携し、地域に開かれた教育活動の推進 ○特別支援教育の視点を生かした学級経営	

美郷町立仙南小学校	住所：秋田県仙北郡美郷町飯詰字轄町 2 6 - 1 電話：0187(83)2211	
〔校 長〕 田村 佳久美	〔学 級 数〕 11クラス	〔児 童 数〕 238人
〔教育目標〕	ゆめをもち 心あわせて あしたをえがく ～みんなで育む やさしさ たくましさ かしこさ～	
〔研究主題〕	学びの魅力を追いつける子どもの育成 ～問いの連続により、主体的に問題を解決する授業を目指して～	
〔本年度の重点〕	○豊かな人間関係、思いやりの育成に努める ○夢や目標に向かって挑戦する、たくましい心と体の育成に努める ○確かな学力の定着と伸長に努める ○家庭・地域との連携を深め、信頼される学校づくりに努める	

美郷町立美郷中学校	住所：秋田県仙北郡美郷町六郷字作山13-3
	電話：0187(84)2020
〔校長〕 西鳥羽 裕	〔学級数〕 16クラス
	〔生徒数〕 378人
〔校訓〕 心ひとつに 明日を拓く	
〔教育目標〕 気づき、考え、行動する生徒の育成	
〔研究主題〕 対話を通して学びを深め、主体的に表現しようとする生徒の育成 ～生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくりを通して～	
〔本年度の重点〕	
◎【心力】	－ 豊かな心の育成
◎【知力】	－ 主体的・対話的に学び、探究する力の育成
○【体力】	－ 生き抜くたくましさの育成
○【地力】	－ 郷土を愛し、地域を語ることができる生徒の育成

■放課後児童クラブ

わくわく児童クラブ (1,3,5年)	住所：秋田県仙北郡美郷町六郷字赤城1
	電話：0187(84)0415
わくわく児童クラブ2 (2,4,6年)	住所：秋田県仙北郡美郷町六郷字白山55番地1
	電話：0187(84)1004
〔所長〕 高橋 学	〔利用児童数〕 124人 (1,3,5年…74人 2,4,6年…50人)

めだか児童クラブ	住所：秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地4
	電話：0187(85)2321
〔所長〕 高橋 朋子	〔利用児童数〕 95人

仙南っ子児童クラブ	住所：秋田県仙北郡美郷町飯詰字轄町26番地1
	電話：0187(83)3330
〔所長〕 高橋 正規	〔利用児童数〕 119人

第3次美郷町読書推進計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月

美郷町教育委員会

目 次

はじめに	1 ページ
第一章 第2次推進計画における主な取組の成果と課題	2 ページ
第二章 第3次推進計画の基本方針	7 ページ
1 策定の目的	
2 計画の目標	
3 計画の期間と対象	
第三章 計画推進のための施策	8 ページ
1 基本的推進体制	
2 読書啓発活動や広報の推進	
3 家庭、図書館、学校等における読書活動の推進	
定義、説明等	17 ページ
参考資料	19 ページ
子どもの読書活動の推進に関する法律	
衆議院文部科学委員会における附帯決議	
美郷町「読書100泉」	

はじめに

「読書離れ」が進行している現状では、子どもたちの言葉の表現力の伸びは弱まり、大人になってからも自ら考え、自分の言葉で表現することが困難になってしまうこと、さらには他者とのつながりに影響を与え、その後の人生をも左右するおそれがあることに私たちは危惧しなければなりません。

人生をより豊かに生活するために、読書によって、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人を思いやる心を育み、「生きる力」となることが必要です。読書習慣を身につけることが、すべての学習の基礎となり、習慣の積み重ねが、ここに住む「人」を育て、それが将来にわたっての「町づくり」につながっていくものと考えます。

国は平成13年に子どもの読書活動の推進に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。また平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その推進に努めています。

秋田県では令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第3次秋田県読書活動推進計画」を定め、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、各世代に応じた取組を展開することとしています。

また、美郷町では第2次美郷町総合計画行動計画（後期、平成30年度～令和3年度）の中で「ブックスタート事業」と「読書環境向上事業」を重点事業と位置づけ、読書活動を推進してきました。

そして、この度、すべての町民が一緒に読書の重要性を考え、何よりもその楽しさ、喜びを共に享受できるよう「第3次美郷町読書推進計画」を策定しました。この計画を通じて、関係機関、家庭、地域、学校等がそれぞれの領域と立場で読書活動の推進に努め、より一層の連携を深めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たり、ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

令和3年4月

美郷町教育委員会

第一章 第2次推進計画における主な取組の成果と課題

美郷町では、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする第2次美郷町読書推進計画（第2次推進計画）に基づき、ボランティア団体、家庭、学校等と連携しながら、読書環境の整備に努めてきました。

本章では、第2次推進計画における主な取組を振り返るとともに、第3次美郷町読書推進計画（第3次推進計画）に向けた課題についてまとめます。

1. 基本的推進体制の整備

(1) 読み聞かせボランティア等の団体の育成とネットワーク構築

町内3地区の読み聞かせボランティアグループが参加する研修会（POPづくり、読書フェスタ、県等主催研修会参加）を行い、技術の向上を図ったほか、毎月のおはなし会についての広報周知を支援しました。

学校図書館の整理等を行っているPTAボランティアグループの活動日には、司書が参加して、図書整理、図書修理等へのアドバイスや協力を行いました。

(2) 美郷町読書支援センターの設置

司書が毎週、各学校図書館を訪問して、学校での読書相談に応じたほか、学校図書館の環境整備に協力しました。

また、県立六郷高等学校と図書館との間では、貸出カードを共通化して利便性や連携を深めました。

課題 ◆ 基本的推進体制を維持し、美郷町読書推進計画の目標に基づく読書活動を一層推進する必要があります。

2. 読書啓発活動や広報の推進

(1) ホームページの充実

簡単に蔵書検索や貸出予約ができる図書検索システムを町ホームページ上に掲載して、図書館利用促進を図りました。

(2) 「学友館だより」の掲載

毎月発行の「広報美郷」内の「学友館だより」や町公式 Facebook を活用して、新着図書や行事の情報を提供しました。

(3) 図書館や読書に親しんでもらえるコーナーの工夫、行事・講習等の企画

季節ごとにテーマを変えたコーナーづくりを行って、気軽に手に取ってもらえるよう図書展示（新書案内、読書の秋、スポーツ、学友館特別展関連、タイ交流、男女共同参画、バレンタインお菓子づくり等）を行いました。

(4) 子どもの夢を育む催し物や教室の開催

「手づくりしかけ絵本教室」を毎年開催して、親子で本に興味をもつことができる機会を提供しました。

(5) 「子どもの読書週間」や「読書週間」等にちなんだ図書館行事や本の展示

関心を持ってもらえるよう、読書週間にちなんだコーナーづくりを行いました。また、「読書フェスタ」を毎年開催して、図書館や本に親しんでもらう機会を提供しました。

課題 ◆ 読書啓発活動を充実させ、より多くの方が図書館を利用し、読書に親しんでいただく環境を整える必要があります。

3. 家庭、図書館、学校等における読書活動の推進と整備

(1) 家庭

① 「えほんからはじめよう」（ブックスタート事業）の推進

町が行う乳児健診時に、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡して、家庭の中に自然な形で絵本を取り入れてもらうことができました。また、町子育て支援担当や民生児童委員、読み聞かせボランティアグループも参加して、行政や地域が一体となって子育てを応援していることを伝えることができました。

② 読書活動に対して保護者の理解を得ることのできる情報の提供

おはなし会や図書館事業のお知らせ、おすすめ本の紹介等を、図書館、公民館等町内の施設に設置して、情報提供しました。

③ 家庭での読み聞かせにおすすめの本や親子で一緒に楽しめる本の紹介

紹介リーフレットを作成して、ブックスタートのスタートパックへの同梱や、図書館内の「えほんのへや」に設置し、紹介しました。

課題 ◆ 幼少期から親子で読書に親しむことは、その後の読書習慣の定着に有効であることから、関係機関と連携して引き続き行う必要があります。

(2) 図書館

① 資料やサービスの充実

水に関する本や郷土資料等美郷町らしい蔵書の収集に努めたほか、利用者のニーズに応えるため、リクエスト制度を採用し、蔵書の充実を図りました。

また、県と町内企業（ヤマダフーズ）の協力を得て、「食育関連本コーナー」を設置しました。

② 学校等との連携の強化

平成 29 年度より、小中学校に毎週、図書館司書が訪問して連携を深めました。また、こども園、放課後児童クラブへの団体貸出は、貸出・返却時の本の移動に協力することにより、回数が増加しました。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
貸出回数	45 回	54 回	62 回
月平均	3.7 回	4.5 回	5.1 回

③ 図書館職員の資質の向上

年 1 回、県立図書館等で行われた研修に積極的に参加しました。

④ ボランティア団体との連携

読み聞かせボランティアグループによるこども園や学校等での読み聞かせ活動を積極的に行いました。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
活動回数	109 回	124 回	134 回	137 回	131 回

⑤ 「心に残った本の紹介コンクール」の開催

毎年、多くの応募があり、読書フェスタ時に表彰を行いました。

⑥ 図書館見学、図書館利用学習、インターンシップ等の受け入れ

積極的に受け入れ、図書館の必要性や運営、読書活動事業の理解を深めていただきました。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受入件数	8 件	8 件	9 件	6 件	9 件
受入人数	146 人	259 人	227 人	90 人	287 人

課題 ◆ 学校・家庭・地域と連携して図書館機能を充実させ、読書活動の拠点として図書館をより多くの方に利用いただけるよう取り組むとともに、新型コロナウイルス等感染症対策を行う必要があります。

(3) 学校

① 町内全ての小中学校で「学校図書館図書標準」を達成

小学校全てで学校図書館図書標準を達成し、中学校は未達成です。

令和3年2月1日現在

学校名	学級数	学校図書館図書標準蔵書冊数	各校蔵書冊数
仙南小学校	13	$7,960+400 \times (\text{学級数 } 13-12) = 8,360$ 冊	16,915 冊
千畑小学校	14	$7,960+400 \times (\text{学級数 } 14-12) = 8,760$ 冊	12,390 冊
六郷小学校	12	$5,080+480 \times (\text{学級数 } 12-6) = 7,960$ 冊	11,588 冊
美郷中学校	19	$13,600+320 \times (\text{学級数 } 19-18) = 13,920$ 冊	13,401 冊

② 読書に親しむ時間の確保、学校図書館の貸出冊数の増加

少子化及び学校での学習や行事等が繁忙になり、貸出冊数は減少しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
仙南小学校	3,670 冊	3,975 冊	3,221 冊	1,832 冊
千畑小学校	1,286 冊	1,483 冊	2,415 冊	1,304 冊
六郷小学校	1,131 冊	1,946 冊	2,356 冊	1,617 冊
美郷中学校	1,212 冊	1,221 冊	1,159 冊	791 冊

③ 学校図書館内の整備、展示の工夫

図書館司書や学校図書館ボランティアが、図書館内の環境整備や季節に応じた飾り付け等により、子どもたちが図書館に親しみ、利用機会を増やす工夫をしました。

④ 長時間にわたる学校図書館の開放

学校が開いている時間は随時利用できるよう開放しました。

⑤ 町立図書館と町内学校図書館との連携

授業等で参考となる図書の相談等を教職員から受ける体制を整え、図書館司書がアドバイス等を行ったほか、「調べ学習」に利用する本の団体貸出を行いました。

	令和元年度	令和2年度
貸出回数	8 回	10 回

⑥ 図書館の利用指導、授業での図書館活用

図書館見学や図書館利用学習を積極的に受け入れ、図書館の利用指導を行いました。

※実績は、第1章3-(2)-⑥参照

⑦ 読書指導の充実

美郷町読書 100 泉や読書指導に取り組みました。読書 100 泉の読破者は下記のとおりで、各校において達成者を表彰しました。また、令和 2 年度中に読書 100 泉を更新し、令和 3 年度から適用することとしました。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
3 小学校	92 人	53 人	59 人	44 人	48 人

(出典：美郷町教育委員会教育推進課)

⑧ ボランティアの活用

読み聞かせボランティアグループによる学校での読み聞かせ活動を積極的に行い、地域の人々と交流する機会を確保しました。

※実績は、第 1 章 3 - (2) - ④ 参照

⑨ こども園、放課後児童クラブでの本に親しむ環境の整備

図書館の団体貸出や読み聞かせボランティアによる読み聞かせを行い、本に親しみ、身近に本がある環境づくりを行いました。

⑩ 教職員の啓発

図書館司書が週 1 回の頻度で小中学校を訪問し、その際に教職員との相談や情報提供を行い、読書の必要性を啓発しました。

課題 ◆ 活動や家庭環境、余暇の過ごし方が多様化していますが、子どもたちが自発的に読書習慣を身に付けられるよう、最も身近な読書施設である学校図書館へ親しみを持たせ、その機能を活用する取組を推進する必要があります。

第二章 第3次推進計画の基本方針

1. 策定の目的

国や県の動きを踏まえ、本町の実情を勘案して、町民一人ひとりが読書と向かい合うことの大切さ、楽しさを理解し、子どもの頃から読書習慣を身に付けるための環境整備と施策の展開を図ることを基本理念とする「第3次美郷町読書推進計画」を策定します。

2. 計画の目標

本計画の目的を達成するため、次の3つを施策の基本として、町民の読書活動を総合的に推進します。

(1) 基本的推進体制

町民の読書に対する意識を高め、主体的に読書と向き合ってもらうために、関係機関や団体、学校、ボランティア等と広く連携した読書環境づくりの体制推進に努めます。

(2) 読書啓発活動や広報の推進

町全体で読書の素晴らしさ、楽しさを共有できるよう読書についての理解や関心を高め、それを維持していくことのできる環境づくりを進めていきます。

(3) 家庭、図書館、学校等における読書活動の推進

町民の読書活動を支えるために、家庭、図書館、学校においてそれぞれの立場から取り組んでいくべき役割を追求し、その実行に努めます。

3. 計画の期間と対象

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、計画期中においても必要に応じて見直しを行い、記述内容の変更・修正ができるものとします。計画の対象は、子どもたちはもとより、すべての町民とします。

第三章 計画推進のための施策

1. 基本的推進体制

読書推進活動を展開していく上で、基本的な組織の設置や情報提供の拠点、関係機関や団体、学校、ボランティアの連携、読書環境整備の充実等が求められます。

そのため、次のような基本的推進体制の整備に努めます。

- (1) 読み聞かせボランティア等の団体の活動を支援し、構築した基本的体制の推進に努めます。また、団体の活動の周知を図ります。
- (2) 「美郷町読書支援センター」を運営し、機能を充実させます。

(1) 読み聞かせボランティア等の団体の育成とネットワーク構築

町内3地区で活動している読み聞かせボランティア団体や、学校図書館の整理を行っているPTAボランティアグループとの連携を維持し、美郷町読書推進計画の目標に基づく読書活動を一層推進します。あわせて、必要に応じて相互協力を行うとともに、各団体の活動を広く町民に周知し、団体の維持と活性化を図ります。また、図書館において団体の活動の相談に応じ、読み聞かせ、ブックトーク、図書整理、図書修理等の研修の情報提供をします。

(2) 美郷町読書支援センターの運営

図書館内に「美郷町読書支援センター」を設置しており、県子ども読書支援センターとの連携を図り、必要に応じた指導を受けながら学校や地域における子どもの読書についての「情報センター的機能」を充実させます。

学校図書館へは毎週、図書館司書が訪問して学校での読書相談に応じるほか、学校図書館の環境整備に協力します。加えて、図書館と県立六郷高等学校との間では貸出カードの共通化を継続して行います。

大人からの高度な問い合わせや課題解決に対応するため、専門書等の幅広い資料の収集や他図書館との情報共有及び相互利用を行うとともに、図書館職員のスキルアップを図ります。

2. 読書啓発活動や広報の推進

読書活動を推進するためには、町民が読書に関心をもち、自主的な読書活動を行うことが必要です。読書に関するより広範囲で新鮮な情報発信と読書活動の機会を提供するため、次のことを推進します。

- (1) 町ホームページ内の図書検索システムを広く周知して、図書館利用を促進します。
- (2) 「広報美郷」に図書館案内である「学友館だより」を掲載します。
- (3) 本や読書に親んでもらえるようなコーナーの工夫、行事・講習会等を企画します。
- (4) 夏休みや冬休み等、学校の長期休み中に子どもの夢を育む催し物や教室を開催し、親子で図書館への関心を促す取組を行います。

(1) ホームページの充実

インターネットが普及した現代において、ホームページを使った情報収集は手軽に行うことができ、最も身近な手段の一つです。町図書検索システムの存在や使い方等を広く周知して、図書館利用を促進します。

(2) 「学友館だより」の掲載

【目標：広報美郷への掲載 月1回】

「広報美郷」内に図書館案内である「学友館だより」を掲載するほか、町公式 Facebook を活用して、新着図書案内や図書館・学校等における読書に関する取組や行事等の情報を随時提供します。

(3) 本や読書に親んでもらえるようなコーナーの工夫、行事・講習会等の企画

【目標：コーナー展示や情報提供 年6回以上】

【目標：読書フェスタの開催 1回、満足度80%以上】

読書活動に対する理解や関心の普及を図るため、図書館内において読書週間など全国的な読書関連事業に関するテーマや季節に応じた図書コーナー、図書展示を行います。

また、読書フェスタ等のイベントを開催し、図書館や本に親しみ、読書活動への理解や関心を高める活動に取り組みます。



(4) 子どもの夢を育む催し物や教室の開催

【目標：小学校長期休み中のおはなし会の開催 1回以上】

【目標：手づくり絵本教室の開催 1回】

学校の長期休みを利用し、拡大版の「おはなしの会」や、「手づくり絵本教室」等本に親しむことのできる子ども向けの講座を企画し、子どもたちが自然に本や読書に興味をもつ機会を提供します。

3. 家庭、図書館、学校等における読書活動の推進

子どもたちの読書活動を支えていく上で、家庭、図書館、学校等においてそれぞれの立場から取組んでいくべき役割があります。自然な読書習慣が身に付くよう、町全体で環境を整備し、充実させていく必要があります。また、そうした整備に取り組むことは、子どものみならず、大人も読書と向かい合う契機になると考えます。

そのため、各方面において次のような取組を推進します。

(1) 家庭における読書活動の推進

- ① ブックスタート事業を引き続き実施します。
- ② 保護者に対し、読書活動への理解と協力が得られるよう情報を提供します。
- ③ 家庭での読み聞かせにおすすめの本を紹介します。また、親子で一緒に楽しめる本の紹介等を行い、家庭で読書に親しむ運動を推進します。
- ④ 郷土愛を深め豊かな心を育む「美郷オリジナル絵本」を作成し、幼少期の読書活動の推進を図ります。

① ブックスタート事業の実施

【目標：ブックスタート事業の実施 年12回】

町が行う乳児健診の際に、乳児からの健やかな心の発達や親子のふれあいを目的として絵本を手渡すブックスタート事業を継続して行います。この事業により、絵本が自然な形で家庭の中に取り入れられ、乳児と家族が絵本を通じて楽しいひとときを過ごすことができ、無理なく読書習慣が身に付くものと考えます。



② 保護者に対する読書活動への理解と協力

子どもの成長過程において、読書に親しむことの重要性や家族で読書に親しむことの楽しさ、素晴らしさを伝えるために、図書館、保健センター等の公共施設や、子育て支援の催し会場に読書啓発の資料を設置し、情報提供に努めます。

また「おやこふらっと広場」では、こども園図書館の活用と美郷町住民活動センター内の活動スペースに設置される絵本の充実に努め、読書活動への理解と情報提供を推進します。

③ 家庭での読み聞かせにおすすめの本や親子で一緒に楽しめる本の紹介

ブックスタート事業を契機とした本とのふれあいが、乳児期だけで終わることなく、家庭内で本にふれる機会が継続されるように、子どもへの読み聞かせに薦めたい本や、親子で一緒に読んだり感想を話し合ったりできる本の紹介を行い、家庭内で読書時間を共有することの楽しさ、大切さを伝えていきます。

④ 郷土愛を深め豊かな心を育む「美郷オリジナル絵本」の作成

低年齢層（3～7歳）を対象とした、町への愛郷心や情操を育み、かつ幼少期から読書に親しむ機会を提供するため、美郷町オリジナルの絵本を作成し、こども園入園時等に配布します。

（2）図書館における読書活動の推進

- ① 資料やサービスの充実を図ります。
- ② 学校等との連携を深めます。
- ③ 図書館職員の資質の向上を図ります。
- ④ ボランティア団体との連携を深めます。
- ⑤ 「心に残った本の紹介コンクール」を開催し、読書活動を啓発します。
- ⑥ 図書館見学、図書館利用学習、インターンシップ等の受け入れを促進します。
- ⑦ 感染症対策を実施し、安心安全に利用いただける環境を保ちます。

① 資料やサービスの充実

【目標：来館者数 年間 20,000 人以上】

【目標：貸出冊数 年間 35,000 冊以上】

図書館は、町民が自ら学び考え、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習社会の基盤としての役割を担っています。また、町民にとって気軽に利用でき、たくさんのお本と出会い、読書を楽しむことができる場として、読書活動の推進に大きな役割を担っています。

子どもたちにとって図書館は、多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて人間性を育む場です。大人にとっては自ら学び考える機会となり、図書館で知りたい

ことを自主的に調べる「知ることの喜び」を感受することができます。

そのための基礎となる様々な資料やサービスの提供は図書館としての責務であり、図書館において、次のような資料やサービスの充実に努めます。

- ・地域性を生かし、利用者のニーズに合わせた資料の収集に努め、蔵書を充実させ、貸出冊数の増加を目指します。
- ・美郷町らしい蔵書を充実させるため、水に関する本、環境問題について考える本、乳幼児期からの読書推進に関する本（児童書、絵本等）、食育関連本、郷土資料の収集について心がけます。
- ・図書館事業やサービスの内容、蔵書についての情報等の周知を行い、来館者の増加に努めます。

② 学校等との連携の強化

【目標：図書館司書の派遣 小中学校各校週1回】

子どもたちにとって最も身近な本との出会いの場である「学校図書館」の充実のため、学校との連携を深め、図書館において次のような支援を進めていきます。

- ・読み聞かせやブックトーク、団体貸出の機会を増やすよう努めます。また、図書館の使い方や楽しみ方を学校に出向いて説明する機会を創出します。
- ・図書整理、授業での活用、図書展示の方法等学校図書館の運営について、PTAやボランティア団体の活動を支援します。
- ・こども園との連携を図り、読み聞かせや絵本の紹介をとおして、ブックスタート事業のアフターケアを充実させます。また、こども園への大型絵本や紙芝居の貸出冊数を増やし、図書館の積極的な利用を促します。
- ・児童や生徒の学習等で図書館を有効に活用できるよう学校へ働きかけます。
- ・放課後児童クラブへの図書の貸出、本の紹介、ボランティア団体等の協力による読み聞かせ活動の充実を図ります。
- ・県立六郷高等学校との連携を強化し、図書館運営等についての情報、意見交換を行うよう努めます。

③ 図書館職員の資質の向上

【目標：県立図書館等が主催する研修会等への参加】

図書館利用者の様々なニーズに対応するため、図書館職員が積極的に県立図書館等で行われる研修に参加し、知識・情報の共有が図られるよう努めます。

④ ボランティア団体との連携

図書館や学校での読み聞かせ活動や学校図書館の資料整理にはボランティアの協力が重要となってきます。読み聞かせボランティアや地域のボランティアコーディネートをを行うNPO法人「みさぽーと」との連携を一層深め、図書館、学校での活動を支援します。

⑤ 「心に残った本の紹介コンクール」の開催

町内小中学校、県立六郷高等学校へ作品を募集し、「心に残った本の紹介コンクール」を継続し、読書活動の啓発を促します。また、応募作品数をこれまでより増やしていくことを目指します。

⑥ 図書館見学、図書館利用学習、インターンシップ等の受け入れの促進

図書館見学や図書館を利用した授業、インターンシップ（職場体験）を積極的に受け入れ、充実した体験学習ができるよう体制を整えます。

⑦ 感染症対策を実施し、安心安全に利用いただける環境づくり

新型コロナウイルスのみならず、さまざまな感染症の感染予防に取り組むため館内を清潔に保ち、安心安全に利用いただける環境づくりを実施します。

(基本的取組)

- ・カウンターや閲覧席、検索機器等の消毒
- ・館内換気の徹底
- ・図書消毒機による書籍等の消毒

(令和3年4月現在 追加取組)

- ・マスクの着用
- ・入館者の連絡先確認
- ・ソーシャルディスタンス（閲覧席の間引き）

(感染拡大状況に応じた対応)

- ・利用時間の短縮、利用制限（貸出不可、閲覧不可等）
- ・臨時休館



令和2年度導入 図書消毒機

(3) 学校等における読書活動の推進

- ① 「学校図書館図書標準」の達成と活用に努めます。
- ② 読書に親しむ時間を確保し、学校図書館の貸出冊数の増加を目指します。
- ③ 学校図書館内の環境整備と、より親しみやすい展示の工夫等に努めます。
- ④ 子どもたちが疑問に思ったことをすぐに調べることができるように、学校図書館の開放に努めます。
- ⑤ 図書館と学校図書館の連携を図り、相互に補完できる体制を整えます。
- ⑥ 図書館の利用指導や、授業での図書館の活用により、子どもたちが図書館に足を運ぶ回数が増えるよう指導を行います。
- ⑦ 読書指導の充実に努めます。
- ⑧ ボランティアの活用に努めます。
- ⑨ こども園、小中学校、高等学校の各段階に加え、放課後児童クラブにおいても、本に親しむ環境整備に努めます。
- ⑩ 学校図書館運営や読書活動に対する教職員の理解や関心が高まるよう啓発していきます。

① 「学校図書館図書標準」の達成と活用

【目標：学校図書館図書標準の指標に基づく蔵書冊数達成と活用】

子どもたちにとって、最も身近な本との出会いの場は学校図書館です。そこには、すべての子どもが新しい世界を知り、新鮮な情報を手に入れることができるような本が揃っている基本的な体制が必要です。

小中学校において「学校図書館図書標準」の指標に基づく蔵書冊数の達成と活用に努めます。

② 読書に親しむ時間の確保、学校図書館の貸出冊数の増加

子どもたちは、授業や部活動、習い事等への時間の確保から、読書に親しむ時間は確保しづらくなってきています。落ち着いて読書を楽しむためには、学校生活の中で習慣として身に付けることが重要です。そこで、読書の時間や読み聞かせ等を通じて全校で読書に親しむ時間を確保するよう努めます。また、そのことを契機として貸出冊数が増加するよう、学校図書館の利用を促していきます。

③ 学校図書館内の整備、展示の工夫

【目標：(再掲) 図書館司書の派遣 小中学校各校週1回】

子どもたちが図書館に親しみ、利用機会を増やすためには、書架が分類ごとに整理された状態で希望の本を探しやすいこと、図書展示により図書館にいただけで楽しくなるような工夫が為されていること等が必要です。そのため、学校図書館内の整備を行い、子どもたちの興味・関心をそそる図書展示やコーナーの設置に努めます。

④ 長時間にわたる学校図書館の開放

子どもたちが疑問に思ったことをすぐに調べ、読みたい本をいつでも手に取ることができるよう、決められた時間のみでなく、放課後も含めた長時間にわたって学校図書館を開放しておく必要があります。図書館でも、学校が開いている時間は随時利用できるよう開放に努めます。

⑤ 図書館と学校図書館との連携

授業で一斉に同じジャンルの本が必要になった場合や、限られた図書購入費では子どもたちのリクエストに応じきれない場合等、自校の図書館だけでは補いきれない状況に対応するため、図書館や他校の学校図書館と連携し、子どもたちの探究心に最大限応えていくよう努めます。

⑥ 図書館の利用指導、授業での図書館活用

図書館での本の探し方、調べものの進め方等正しい利用方法が分かれば、図書館で過ごす時間はより充実し、楽しいものになります。また、授業で図書館へ足を運ぶ回数が増えることで、図書館がますます身近なものになります。図書館の利用指導や授業での図書館の活用を積極的に進めます。

⑦ 読書指導の充実

こども園、小学校、中学校、高等学校の各段階において、読書習慣を身に付け、その成長段階に合った本を手にとることは、子どもたちの人格形成やコミュニケーション能力の育成、情報活用能力の向上に重要な役割を担います。町が子どもたちに読んでもらいたい本として選定した美郷町読書100選（泉）の活用や、学校等において推薦図書コーナーを設けて子どもたちの選書を手助けし、教職員が読書指導力を向上させるための研究や取組を行うことにより、図書館や本を利用した指導の充実に努めます。

⑧ ボランティアの活用

読み聞かせボランティア団体や「NPO法人みさぼーと」を活用することにより、充実した読み聞かせの時間を確保でき、行き届いた蔵書の整理を行うことができるものと考えます。また、ボランティアが学校で活動することで、子どもたちが地域の人々と交流する機会が増え、読書体験をより幅広いものにすることができると同時に、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動に取り組みます。

⑨ こども園、放課後児童クラブでの本に親しむ環境の整備

子どもの成長や興味・関心に応じた図書の充実を図るため、図書館の団体貸出の利用、読み聞かせボランティアの活用等を通して、乳幼児期から本に親しみ、身近に本がある環境づくりに努めます。

⑩ 教職員への啓発

教職員に対し、図書館運営やその活用が子どもたちの学習、成長に非常に重要であること、また、読書活動の必要性について意識を高めていくことはすべての環境整備の基礎になると言えます。学校図書館運営や読書活動に対する教職員の理解や関心が高まるよう情報提供を行い、啓発していきます。

【定義】

図書館＝美郷町立図書館

司書＝美郷町立図書館に所属する司書

学校図書館＝美郷町立小中学校学校の校内に設置されている図書館（室）

小学校、中学校＝美郷町立の各小学校、中学校

【説明】

●ブックトーク

一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を紹介する手法のこと。読み聞かせや朗読とは異なり、本を最初から順に読んでいくのではなく、その本の面白さを伝え、その本を読んでみたいという気持ちを起こさせるもの。

●えほんからはじめよう（ブックスタート事業）

町で行う乳児健診の際、赤ちゃんと保護者に、絵本・子育て支援のお知らせ・おはなし会の案内・図書館利用申込書等が入ったパックを手渡し、絵本を開いて赤ちゃんと家族があたたかい時間を共有することの大切さを伝える事業のこと。また、民生児童委員や読み聞かせグループ等のボランティアも参加することで、地域と行政が一体となって子育てを応援していることも伝えている。

●おやこふらっと広場

未就学児等に遊びの場を提供する事業。これまでは、美郷町立認定こども園各園において平日に実施していた。令和3年度、事業を拡充し、第1土曜は仙南すこやか園、第2土曜は六郷わくわく園、第3土曜は千畑なかよし園、第4土曜に美郷町住民活動センターで新たに開催する。

●学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に現在の文部科学省が定めたもの。

小学校		中学校	
学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数
1	2,400冊	1～2	4,800冊
2	3,000冊	3～6	4,800+640×(学級数-2)冊
3～6	3,000+520×(学級数-2)冊	7～12	7,360+560×(学級数-6)冊
7～12	5,080+480×(学級数-6)冊	13～18	10,720+480×(学級数-12)冊
13～18	7,960+400×(学級数-2)冊	19～30	13,600+320×(学級数-18)冊
19～30	10,360+200×(学級数-2)冊	31～	17,440+160×(学級数-30)冊
31～	12,760+120×(学級数-2)冊		

●全国的な読書関連事業

①子どもの読書週間（4月23日～5月12日）

1959年に始まり、もともとは5月1日～14日の2週間であったが、2000年の「子ども読書年」を機に読書推進の機運が高まり、現在の4月23日～5月12日に延長された。

②読書週間（10月27日～11月9日）

10月27日～11月9日の2週間。昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」という決意のもとに始まり、国民的な行事として広がりつつある。

③子ども読書の日（4月23日）

2001年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により4月23日を「子ども読書の日」と定めた。

④文字・活字文化の日（10月27日）

2005年7月に施行された「文字・活字文化振興法」により、読書週間の初日にあたる10月27日を「文字・活字文化の日」と定めた。

【第3次推進計画の各取組の年次目標一覧】

目標	単位	令和2年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学友館だよりの掲載	回	12	12	12	12	12	12
コーナー展示や情報提供	回以上	6	6	6	6	6	6
読書フェスタ開催	回	1	1	1	1	1	1
	%以上	82.1	満足度80	満足度80	満足度80	満足度80	満足度80
小学校長期休み中のおはなし会開催	回	1	1	1	1	1	1
手づくり絵本教室開催	回	1	1	1	1	1	1
ブックスタート事業の実施	回	12	12	12	12	12	12
図書館来館者	人以上	15,615	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
図書館貸出冊数	冊以上	34,674	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
図書館司書の派遣	回	週1 各小中学校	週1 各小中学校	週1 各小中学校	週1 各小中学校	週1 各小中学校	週1 各小中学校
県立図書館等主催研修会への参加	—	なし (中止)	随時	随時	随時	随時	随時
学校図書館図書標準の達成	—	学級数に応じて指標冊数が異なるため、学校毎に毎年度末に評価する					

参 考 资 料

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県

における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成13年12月12日公布・施行

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

美郷町「読書100泉（小学校下学年部門）」

NO	書名	著者	出版社
1	アナグマのもちよりパーティー	ハーウィン・オラム	評論社
2	あめじょあじょあ	イ・ミエ	光村教育図書
3	あらしのよるに	木村裕一	講談社
4	いとしの犬ハチ	いもようこ	講談社
5	いなかのネズミとまちのネズミ	イソップ物語	岩崎書店
6	うんこ日記	村中季衣	BL出版
7	エルマーのぼうけん	ルース・スタイルス・ガネット	福音館書店
8	王さまと丸にんのきょうだい	中国の民話	岩波書店
9	おかあさんの紙びな	長崎源之助	岩崎書店
10	おじいちゃんのおじいちゃんのおじいちゃんのおじいちゃん	長谷川義史	BL出版
11	おじいちゃんのごらくごらく	西本鶏介	鈴木出版
12	おしゃべりなたまごやき	寺村輝夫	福音館書店
13	お月さまって どんなあじ？	マイケル＝グレイニエツ	セーラー出版
14	おにたのぼうし	あまんきみこ	ポプラ社
15	おばけのはなし(1)	寺村輝夫	あかね書房
16	おまえうまそうだな	西宮達也	ポプラ社
17	かあさんどうして	谷川俊太郎	佼成出版社
18	かいじゅうたちのいるところ	モーリス・センダック	富山房
19	かさじぞう	瀬田貞二	福音館書店
20	かたあしだちょうのエルフ	おのきがく	ポプラ社
21	かちかちやま	いもようこ	金の星社
22	かわ	加古里子	福音館書店
23	かわいそうなぞう	つちやゆきお	金の星社
24	がんばれ義足のキリンたいよう	国松俊英	ポプラ社
25	きいろいばけつ	もりやまみやこ	あかね書房
26	吉四六さん	寺村輝夫	あかね書房
27	きつねのかぎや かいぞくおたから	三田村信行	あかね書房
28	きつねのでんわボックス	戸田和代	金の星社
29	教科書にでてくる生きものをくらべよう①	今泉忠明	学研プラス
30	教室はまちがうところだ	蒔田晋治	子どもの未来社
31	くまの子ウーフ	神沢利子	ポプラ社
32	クマよ	星野道夫	福音館書店
33	ぐりとぐら	なかがわりえこ	福音館書店
34	けんかのきもち	柴田愛子	ポプラ社
35	子うさぎましろのお話	ささきたづ	ポプラ社
36	こぎつねコンとこだぬきボン	松野正子	童心社
37	ことばのこぼこ	和田誠	瑞雲社
38	こねこのタケン 南極大ぼうけん	阿見みどり	銀の鈴社
39	こびとのくつや	グリム童話	金の星社
40	こぶとりじいさん	いもようこ	金の星社
41	三びきのやぎのがらがらどん	北欧民話	福音館書店
42	さんまいのおふだ	千葉幹夫	小学館
43	じごくのそうべえ	田島征彦	童心社
44	しずくのぼうけん	マリア・テルリコフスカ	福音館書店
45	しっぽのはたらき	川田健	福音館書店
46	じぶんだけのいろ	レオ＝レオニ	好学社
47	11びきのねこ	馬場のぼる	こぐま社
48	しゆくだい	いもようこ	岩崎書店
49	じゅげむ	川端誠	クレヨンハウス
50	しろいうさぎとくろいうさぎ	ガーズ・ウィリアムズ	福音館書店

美郷町「読書100泉（小学校下学年部門）」

NO	書名	著者	出版社
51	スーホの白い馬	大塚勇三	福音館書店
52	すき	谷川俊太郎	理論社
53	すてきな三にんぐみ	トミー＝アンゲラー	偕成社
54	すみっこのおぼけ	武田美保	ポプラ社
55	だいじょうぶ だいじょうぶ	いとうひろし	講談社
56	たんぼぼ	甲斐信枝	金の星社
57	ちいさなくれよん	篠塚かおり	金の星社
58	ちからたろう	いまえよしとも	ポプラ社
59	月のみはりばん	とりごえまり	偕成社
60	てぶくろ	ウクライナ民話	福音館書店
61	手ぶくろを買いに	新美南吉	偕成社
62	でんでんむしのかなしみ	新美南吉	大日本図書
63	どうぞのいす	香山美子	ひさかたチャイルド
64	どうぶつはいくあそび	きしだえりこ	のら書店
65	どきん	谷川俊太郎	理論社
66	としょかんライオン	ヌードセン・ホークス	岩崎書店
67	となりのせきのますだくん	武田美保	ポプラ社
68	ともだち	谷川俊太郎	玉川大学出版部
69	ともだちや	内田燐太郎	偕成社
70	どろんこハリー	ジーン・ジオン	福音館書店
71	ないた赤おに	浜田広介	金の星社
72	なっぺんギン	塩野米松	ひかりのくに
73	にじいろの しまうま	こやま峰子	金の星社
74	にんきものひけつ	森絵都	童心社
75	ねずみくんのチョコキ	なかえよしを	ポプラ社
76	ねずみのよめいり	いもとようこ	金の星社
77	のうさぎ にげろ	伊藤政顕	新日本出版
78	のはらうた①	工藤直子	童話屋
79	八郎	斎藤隆介	福音館書店
80	はれときどきぶた	矢玉四郎	岩崎書店
81	100万回生きたねこ	佐野洋子	講談社
82	びんぼうがみとふくのかみ	富安陽子	小学館
83	ふしぎなかぎばあさん	手島悠介	岩崎書店
84	ふしぎなキャンディーやさん	みやにしたつや	金の星社
85	ふたりはともだち	アーノルド・ローベル	文化出版局
86	フランダーズの犬	ウィーダ	金の星社
87	プレーメンのおんがくたい	グリム童話	福音館書店
88	フレデリック	レオ・レオニー	好学社
89	ぼくにげちやうよ	マーガレット・ワイズ・ブラウン	ほるぷ出版
90	ますだくんの1ねんせい日記	武田美保	ポプラ社
91	マッチうりの少女	アンデルセン	金の星社
92	みずくさむらとみずべむら	カズコ・G ストーン	福音館書店
93	めっきらもっきらどおんどん	長谷川摂子	福音館書店
94	森の水はうたうよ はじめはボツン！	かみやしん	岩崎書店
95	やまんばのにしき	まつたにみよこ	ポプラ社
96	雪の女王	ハンス・クリスチャン・アンデルセン	ほるぷ出版
97	よかったねネッドくん	レミー・シーリップ	偕成社
98	わしといたずらキルディーン	マリー女王	春風社
99	わすれられないおくりもの	S. バーレイ	評論社
100	わたし	谷川俊太郎	福音館書店

美郷町「読書100泉（小学校上学年部門）」

No.	書名	著者	出版社
1	あきらめないこと、それが冒険だ	野口健	学研
2	あしながおじさん	ジーン・ウェブスター	講談社
3	ありがとう	サトウハチロー	日本図書センター
4	いっしょにいきて、なに？	オスカー＝ブルニフィエ	朝日出版社
5	いっぼんの鉛筆のむこうに	谷川 俊太郎	福音館書店
6	いのちのふるさと水田稲作	岡部伊都ほか	ジャパンプレス・フォト
7	ウエズレーの国	ポール＝フライシュマン	あすなろ書房
8	宇宙人のしゅくだい	小松左京	青い鳥文庫
9	エーミールと探偵たち	エーリヒ＝ケストナー	岩波書店
10	絵で読む広島原爆	那須正幹	福音館書店
11	江戸の笑い	興津 要	講談社
12	絵本星の王子さま	サン・テグジュペリ	集英社
13	大きな森の小さな家	ローラ・インガルス・ワイルダー	福音館書店
14	大草原の小さな家	ワイルダー	福音館書店
15	大どろぼうホツツェンプロツツ	プロイスラー	偕成社
16	小倉百人一首	田辺聖子	ポプラ社
17	おじいちゃんは水のにおいがした	今森光彦	偕成社
18	オズの魔法使い	バウム	福音館書店
19	おとぎ草子・山椒太夫	清水 義範・ねじめ 正一	講談社
20	かくれ山の冒険	富安陽子	PHP研究所
21	片耳の大シカ	棕鳩十	偕成社
22	金子みすゞ童謡集わたしと小鳥とすずと	金子みすゞ	JURA 出版
23	カモメに飛ぶことを教えた猫	ルイス＝セプルベダ	白水社
24	ガラスのうさぎ	高木敏子	金の星社
25	ガリバー旅行記	スイフト	講談社
26	川	前川かずお	こぐま社
27	がんばれ！盲導犬サーブ	手島悠介	講談社
28	きまぐれロボット	星 新一	角川書店
29	キャブテンはつらいぜ	後藤竜二	講談社
30	ギリシア神話	アポロドーロス ほか	講談社
31	蜘蛛の糸・杜子春	芥川龍之介	講談社
32	クリスマス・キャロル	ディケンズ	岩波書店
33	車いすの犬チャンプ	池田まき子	ハート出版
34	車の色は空の色	あまきみこ	ポプラ社
35	賢者の贈り物	オー・ヘンリー	富山房
36	ここからどこかへ	谷川俊太郎	角川学芸出版
37	子どものすきな神さま	新美南吉	小峰書店
38	ことりをすきになった山	エリック・カール/アリス・マクラーレン	偕成社
39	ことわざ絵本	五味 太郎	岩崎書店
40	西遊記1	斉藤洋	理論社
41	ざんねんないきもの事典	今泉忠明・丸山貴文	高橋書店
42	シートン動物記おおかみ王ロボ	アーネスト・T・シートン	童心社
43	しかられた神さま	川崎 洋	理論社
44	シャーロック＝ホームズ①	アーサー・コナン・ドイル	岩崎書店
45	シャーロットのおくりもの	E.B.ホワイト	あすなろ書房
46	十五少年漂流記	ジュール＝ヴェルヌ	講談社
47	地雷ではなく花をください	柳瀬房子	自由国民社
48	しらんぷり	梅田俊作ほか	ポプラ社
49	新ちゃんがないた！	佐藤 州男	文研出版
50	星座を見つけよう	H.A.レイ	福音館書店

美郷町「読書100泉（小学校上学年部門）」

NO	書名	著者	出版社
51	そのこ	谷川俊太郎	晶文社
52	それいけズッコケ三人組	那須正幹	ポプラ社
53	ダーウィンのミズの研究	新妻 昭夫	福音館書店
54	太陽の子	灰谷 健次郎	理論社
55	宝島	R. L. スティーブンソン」ン	福音館書店
56	だれも知らない小さな国	佐藤 さとる	講談社
57	注文の多い料理店	宮沢賢治	岩崎書店
58	長くつ下のピッピ	アストリッド＝リンダグレン	岩波書店
59	チョコレート工場の秘密	ロアルド・ダール	評論社
60	チョコレート戦争	大石真	理論社
61	天動説の絵本	安野光雄	福音館書店
62	トム・ソーヤの冒険	マーク・トウェイン	福音館書店
63	ドリトル先生アフリカゆき	ヒュー・ロフティング	岩波書店
64	西の魔女が死んだ	梨木香歩	新潮社
65	日本の神話	伊東利和	幻冬舎
66	人間になりたがった猫	ロイド＝アリグザンダー	評論社
67	ハイジ	J.シュペーリ	福音館書店
68	パッテリー①	あさのあつこ	教育画劇
69	葉っぱのフレディ	レオ・バスカーリア	童話社
70	ハリーポッターと賢者の石	J・K・ローリング	静山社
71	悲劇の少女アンネ	シュナーベル	偕成社
72	ピリカ おかあさんへの旅	越智典子	福音館書店
73	ファーブル昆虫記ふしぎなスカラベ	アンリ・ファーブル 奥本大三郎	集英社
74	不思議の国のアリス	ルイス・キャロル	福音館書店
75	不自由な手でだきしめて母になった高崎山のサル「サヤカ」	島田和子	佼成出版
76	ふたり★おなじ星のうえて	谷川俊太郎	東京書籍
77	ふたりのイーダ	松谷 みよ子	講談社
78	フングリコングリ	岡田 淳	偕成社
79	ヘレン・ケラー	砂田弘	ポプラ社
80	ペロ出しチョンマ	齊藤隆介	理論社
81	冒険者たち	斉藤 惇夫	岩波書店
82	ぼくらの七日間戦争	宗田 理	角川書店
83	ほしにむすばれて	谷川俊太郎	文研出版
84	ホビットの冒険	トールキン	岩波書店
85	まるむし帳	さくらももこ	集英社
86	見えなくてもだいじょうぶ？	フランツ＝ヨーゼフ＝ファイニク	あかね書房
87	水はめぐるもしも地球がひとの井戸だったら	ロシェル・ストラウス	汐文社
88	水を食べる！	足立己幸	大日本図書
89	モモ	ミヒヤエル＝エンデ	岩波書店
90	森は呼んでいる	及川 和男	岩崎書店
91	森へ	星野道夫	福音館書店
92	森を育てる生きものたち雑木林の絵本	谷本雄治	岩崎書店
93	夕日がせなかをおしてくる	阪田 寛夫	岩崎書店
94	ゆりかごは口の中	桜井 淳史	ポプラ社
95	読みがたり秋田むかし話	秋田県国語研究会	日本標準
96	ライオンと魔女	C.S.ルイス	岩波書店
97	ルドルフとイッパイアッテナ	斉藤洋	講談社
98	若草物語	オルコット	福音館書店
99	吾輩は猫である	夏目漱石	講談社
100	わたしのいもうと	松谷みよこ	偕成社

美郷町「読書100泉（中学校部門）」

No.	書名	著者	出版社
1	赤毛のアン	モンゴメリ	ポプラ社
2	明日の水は大丈夫？バケツ一杯で考える「水の授業」	橋本淳司	技術評論社
3	あなたはそこに	谷川俊太郎	マガジンハウス
4	あのころはフリードリヒがいた	リヒター	岩波書店
5	アメリカひじき・火垂るの墓	野坂昭如	新潮文庫
6	アンネの日記	アンネ・フランク	文藝春秋社
7	生きること学ぶこと	広中平祐	集英社
8	生きるわたしたちの思い	谷川俊太郎	角川マガジズ
9	伊豆の踊子	川端康成	新潮文庫
10	いちご同盟	三田誠広	集英社
11	一瞬の風になれ	佐藤多佳子	講談社
12	一色一生	志村ふくみ	講談社
13	生命(いのち)の樹	江崎雪子	ポプラ社
14	いのちわたし、画学生さんのぶんまで生きる	窪島誠一郎	アリス館
15	いのちをはぐくむ農と食	小泉武夫	岩波書店
16	宇宙からの贈りもの	毛利衛	岩波書店
17	黄金の羅針盤上・下	プルマン	新潮社
18	おちくぼ姫	田辺聖子	角川書店
19	大人になるヒント	中沢けい	メディアパル
20	鬼の橋	伊藤遊	福音館書店
21	お江戸風流さんぼ道	杉浦日向子	小学館
22	お米は生きている自然と人間	富山和子	講談社
23	解剖学教室へようこそ	養老孟司	筑摩書房
24	科学の目科学のこころ	長谷川眞理子	岩波書店
25	かぎりなくやさしい花々	星野富弘	偕成社
26	楽隊のうさぎ	中沢けい	新潮社
27	風が強く吹いている	三浦しをん	新潮社
28	カラフル(フォア文庫)	森絵都	理論社
29	漢詩入門	一海知義	岩波書店
30	きいちゃん	山元加津子	アリス館
31	機関車先生	伊集院静	文藝春秋
32	キッチン	吉本ばなな	新潮社
33	君たちはどう生きるか	吉野源三郎	ポプラ社
34	きみの友だち	重松清	新潮社
35	きよしこ	重松清	新潮文庫
36	銀河鉄道の夜	宮沢賢治	講談社
37	行為の意味	宮澤章二	ごま書房新社
38	高円寺純情商店街	ねじめ正一	新潮社
39	こころの処方箋	河合隼雄	新潮社
40	国境なき医師団 貫戸朋子	NHK「課外授業ようこそ先輩」製作グループ編	KTC中央出版
41	子どもたちの遺言	谷川俊太郎	佼成出版社
42	今昔物語	川崎大治	童心社
43	最後のひと葉	オー・ヘンリー	偕成社
44	さがしもの	角田光代	新潮文庫
45	さびしいときは心のかげです	原田大介・山元加津子	樹心社
46	さぶ	山本周五郎	新潮文庫
47	山椒魚しびれ池のカモ	井伏鱒二	岩波書店
48	潮騒	三島由紀夫	新潮文庫
49	詩人と絵描き子ども・絵本・人生をかたる	谷川俊太郎	講談社
50	下町ロケット①	池井戸潤	小学館

美郷町「読書100泉（中学校部門）」

NO	書名	著者	出版社
51	「自分の木」の下で	大江健三郎	朝日新聞出版
52	しゃばけ	畠中恵	新潮社
53	車輪の下	ヘッセ	偕成社
54	15歳の残像	江國香織	新潮社
55	14歳の君へどう考えどう生きるか	池田晶子	毎日新聞社
56	ショート・ショートセレクション①	星 新一	理論社
57	職人	永六輔	岩波書店
58	しろばんば	井上靖	講談社
59	深夜特急(①～⑥)	沢木耕太郎	新潮社
60	すいかの匂い	江國香織	新潮社
61	杉原千畝物語 命のビザをありがとう	杉原幸子	金の星社
62	精霊の守り人	上橋菜穂子	偕成社
63	ゾウの時間ネズミの時間	本川達雄	中央公論新社
64	そこに僕はいた	辻仁成	新潮社
65	ダイブ①	森絵都	講談社
66	谷川俊太郎詩集	谷川俊太郎	思潮社
67	小さな町の風景	杉みき子	偕成社
68	ちいさな労働者	フリードマン	あすなる書房
69	地球環境読本 I	加藤尚武	丸善出版
70	父の詫び状	向田邦子	文藝春秋
71	中学生からの作文技術	本多勝一	朝日新聞出版
72	チュウガクセイのキモチ	あさのあつこ	小学館
73	沈黙の春	レイチェル・カーソン	新潮社
74	ツナグ①	辻村深月	新潮文庫
75	都会のトム&ソーヤ①	はやみねかおる	講談社
76	夏の庭	湯本香樹実	徳間書店
77	ネコはどうしてわがままか	日高敏隆	新潮社
78	野菊の墓	伊藤左千夫	新潮文庫
79	ハードル	青木和雄	金の星社
80	博士の愛した数式	小川洋子	新潮社
81	走れメロス	太宰治	ポプラ社
82	ハッピーバースデー	青木和雄	金の星社
83	鼻・杜子春	芥川龍之介	金の星社
84	花とときどき風	永田萌	東京書籍
85	春の数え方	日高敏隆	埼玉福祉会
86	琵琶湖のカルテ科学者たちからのメッセージ	今関信子	文研出版
87	ブレイブ・ストーリー(①～④)	宮部みゆき	角川書店
88	ボクの学校は山と川	矢口高雄	白水社
89	ポケット詩集(①～③)	田中和雄編	童話屋
90	星野道夫の仕事①カリブーの旅	星野道夫	朝日新聞出版
91	マザー・テレサかぎりない愛の奉仕	沖守弘	くもん出版
92	祭りの場・ギヤマンビードロ	林京子	講談社
93	水と緑と土伝統を捨てた社会の行方	富山和子	中央公論新社
94	水の名前	内山りゆう	平凡社
95	森は生きている	富山和子	講談社
96	指輪物語①	J・R・R・トールキン	評論社
97	夜のピクニック	恩田陸	新潮社
98	漁師さんの森づくり森は海の恋人	畠山重篤	講談社
99	レ・ミゼラブル(上・下)	ユーゴー	岩波書店
100	わたしを束ねないで	新川和江	童話屋



第3次美郷町読書推進計画

発行 令和3年4月
美郷町教育委員会

編集 美郷町教育委員会
生涯学習課歴史文化財班（美郷町学友館内）
〒019-1404
秋田県仙北郡美郷町六郷字安楽寺122番地
TEL 0187-84-4040 FAX 0187-84-3763

美郷町いじめ防止等のための基本方針

平成26年1月27日

美郷町教育委員会

○ 基本方針策定にあたって

「美郷町 園・学校教育の指針」にも明示しているとおり、本町の教育理念は、美郷町総合計画に則りこれまで町が一貫して取り組んできた「教育は人づくり」が根幹となっている。その中であって、いじめ根絶に向けての取組をいっそう充実させることは、本町教育の質的な充実を図る上からも重要な意味をもつものと考えられる。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、美郷町教育委員会では、本町の全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体でつくることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見及びその対応等に取り組むための基本方針を定めるものとする。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにするとともに、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な取組を支援することが大切である。

また、いじめから児童生徒を救うためには、児童生徒を見守る大人一人一人が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い認識をもち、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

(2) いじめの防止

全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むためには、教職員と学校関係者等が一体となり、継続的な取組を進める必要がある。

その取組を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合う態度などを育み、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努めなければならない。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童生徒をはじめ周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いをもち、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めることが大切である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童生徒及び保護者に周知するなど、児童生徒等がいじめを訴えやすい体制と整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努めるものとする。

(4) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを通知した児童生徒の安全を確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応するなど、組織的な対応を行う必要がある。

実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校はいじめに対応するための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が行う体験活動や学校支援地域本部の活動の充実により、児童生徒たちが大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見にもつながるものと考えられる。

また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、美郷町教育を考える会や美郷町連合P T Aの組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催するなど、平素から情報の共有を図る必要がある。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーや広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図るほか、「24時間いじめ相談ダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「やまびこ電話」、「こども人権110番」等、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておくことが求められる。

2 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 美郷町教育委員会における取組

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、全ての教育活動を通じて道徳

教育や体験活動を推進することができるよう、施策等の充実を図る。

- ② 「美郷町 園・学校教育の指針」にいじめ問題への対応について明確に示すなど、町内全ての学校において、いじめ防止等のための取組が推進されるよう配慮する。
- ③ 町内連合PTA組織の一層の充実等により、町内における校種間・学校間、学校と関係機関との連携強化を図る。
- ④ 児童生徒が主体的に行ういじめ防止に資する活動への支援や、児童生徒、保護者、教職員等の意識啓発について必要な措置を講ずる。(いじめ防止リーフレットの配付等)
- ⑤ いじめの早期発見及び実態把握のための定期的な調査等を実施する。
- ⑥ 児童生徒、保護者、教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備するために必要な措置を講ずる。
- ⑦ いじめの防止等に関する教職員の資質能力の向上を図るための研修を実施する。
- ⑧ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するために必要な措置を講ずる。
- ⑨ いじめ問題に関する課題解決に資するため、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する外部人材や保護者等を委員とする「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- ⑩ 「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下、いじめ防止等のための対策を実効的に行うために、その必要が認められる場合に、美郷町教育委員会に専門的知識を有する外部人材等から成る附属機関を設ける。
- ⑪ 「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第23条第2項の規定による報告を受けた場合に、必要に応じて学校に対しての支援若しくは必要な措置についての指示、または調査を行う。
- ⑫ 各学校において行われる学校評価や教員評価において、いじめの防止等に関する取組の評価が、その有無や多寡についてのみ行われるのではなく、日頃からの組織的な取組や発生した問題への対応の適切さなどが適正に評価されるよう必要な措置を講ずる。
- ⑬ 上記いじめ防止等に向けた取組を推進するために必要となる財政上の措置及びその他の措置を講ずる。

(2) 学校における取組

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
- ② 児童生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、全ての児童生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。

- ③ 学校は、国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「秋田県いじめ防止等のための基本方針」並びに「美郷町いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、各校の実情に応じて、いじめの防止等のための学校の基本的な方針を定める。
- ④ 学校において定めた基本的な方針については、各学校の生徒指導の全体的な計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。
- ⑤ 法第22条の規定に基づき、学校はいじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識を有する外部人材の活用も検討する。
- ⑥ いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての校内研修等の充実を図る。
- ⑦ 児童生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。
- ⑧ いじめについて通報を受けた、又は事実が確認された場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに、その内容を学校を設置する美郷町教育委員会に報告する。
- ⑨ いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- ⑩ 関係児童生徒や保護者への支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行うとともに、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないよう、当該事案に関する情報共有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。
- ⑪ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。
- ⑫ 発達障害等のある児童生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該生徒の特性に応じた対応を図るよう配慮する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものと

しては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自死を凶った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。

同条同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により適切に判断するものとする。

学校は、当該事案が重大事態であると認められる場合、美郷町教育委員会を通じて美郷町長へ事態発生について報告する。

(2) 調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、美郷町教育委員会が主体となって調査を行う。

いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるように留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期する。

(3) 調査結果等の取扱い

調査結果については、美郷町長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、美郷町教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。

防 災 計 画

(震災対策)

令和6年4月

美郷町教育委員会

美郷町教育委員会防災計画(震災対策)

第1章 総則

1 計画の目的

地震の予知は非常に難しいことである。また、地震のもたらす被害は、ライフラインの被害や建物の倒壊、人的被害、道路・橋梁の破壊、地滑り、火災等、広範囲かつ同時に多発する複合災害を引き起こす。平成23年3月11日に発生した東日本大震災をみてもその被害は広範囲にわたっており、被害状況も甚大なものとなっている。この計画は、美郷町地域防災計画に基づき、地震災害における教育委員会管理下の人的、物的に係る総合的な計画である。園、学校、教育委員会所轄の施設における幼児児童生徒、住民の生命、身体、財産を保護し、被害の軽減に努めることを目的とする。

2 計画の方針

この計画は、東日本大震災の経験を礎に、周到かつ綿密な災害予防、迅速かつ円滑な災害対策、適切かつ速やかな災害復旧を基本方針とし、複合的な被害をもたらす地震災害に対して、美郷町教育委員会関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、関係機関相互の緊密な連絡調整を図る上での大綱を網羅するものである。具体的には、東日本大震災における経験を生かし、主として認定こども園、小学校、中学校、教育委員会所轄施設における防災に関する計画を作成するための指針等を示すものである。

第2章 園・学校が策定する地震防災計画

1 幼児児童生徒・諸施設利用者の安全確保、避難体制の整備

地震が発生した場合において、人命の安全を第一にし、幼児児童生徒、諸施設利用者を避難させるために、平常時から安全な避難場所や避難経路等を選定し、これを幼児児童生徒及び諸施設利用者に周知させるとともに、避難指示などの伝達体制の確立を図る。なお、園、学校においては、在校中、登下校中、在宅中、行事や部活動中の場合を想定し、予め周知しておく。

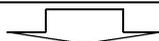
2 あらゆる場면을想定した対応例

次に示す例は、あくまでも教育委員会が考えた基本的な例であり、園や学校、所轄の施設は、それぞれの特性を鑑みて独自の計画を作成することとする。また、教育委員会管理下の施設については、美郷町地域防災計画に基づいて行うものとする。

(1) 幼児児童生徒・施設利用者が保育、授業、活動中の対応例

安全確保（緊急放送の利用）

- 的確な指示（居場所の違いによる安全確保の周知）
「机の下にもぐりなさい」「頭を守りなさい」「窓から離れなさい」
- 安心するよう声をかける
「あわてないでください」「落ち着いてください」
- 火の始末、出口の確保（厨房、家庭科室、理科室等）



第1次避難

- 避難場所へ（校庭等の安全な場所へ）
 - ・ 大きな揺れがおさまってから避難させる。海辺の校外活動や校舎内、施設内での火災が発生した場合を除いてはすぐに避難させない。
 - ・ 周囲の状況や避難経路を確認した上で、靴や上履きを履いたまま余震に注意しながら校外、施設外に避難させる。
 - ・ 予め定められた園内、校内、施設の避難場所は、最も安全な場所として決められたはずであるが、地震の規模によっては予想外の事態が発生することもある。被害の状況に応じて適切な避難場所を選定する。

的確な指示、「おかしも」の約束

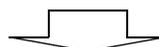
- ・ おさない かけない シャべらない もどらない
- 配慮する幼児・児童・生徒・利用者への対応
- トイレや特別教室に子どもや高齢者、障害者がいないか確認
※誰が行うか予め決めておく
- 落ち着いたところで被害状況の確認



第2次避難(危険なとき)

- 人数と安否確認
- 行方不明者の捜索、救出
- 状況により第2次避難

第2次避難の実施については、教育委員会と情報を共有して決定する。



保育や授業、施設利用の打ち切り、下校と保護者への引き渡し

- ・ 園や学校、施設においては、震度5以上の地震、もしくは一定期間の停電を判断基準とし、保育や授業、施設利用を打ち切る。
- ・ 園や学校においては、状況を鑑みた上で、幼児児童生徒を保護者に引き渡すか集団下校させることとする。

(2) 幼児児童生徒が登下校中の対応例

震度5以上または一定期間の停電を想定

- ・登下校中の幼児児童生徒については、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅させる。
- ・幼児や児童生徒が、園や学校にすぐに到着できるような状況下では、園や学校に避難する。その際の判断は、子どもが判断する。そのときの約束事は予め決めておく。
- ・バスで移動中の際は、教育委員会で定める約束事に従い、運転手の指示に従う。
- ・幼児児童生徒の帰宅状況や安否確認等については、各園や学校毎の約束に従う。

(3) 幼児児童生徒が在宅中の対応例

震度5以上または一定期間の停電を想定

- ・前日の夜や朝の地震に際しては、その判断は朝の6時まで決定する。
- ・原則震度5以上または6時の段階で停電しているときには、休園休校とする。
- ・連絡がすべての幼児児童生徒に行き渡るような方法を各園、学校毎に取り決めておく。
- ・連絡の方法については、緊急連絡網や一斉メールなどを用いる。
- ・電話が使えないことも想定し、地域のコミュニティセンターや会館を利用した連絡法なども活用する。
- ・全町一斉の休園休校の場合は防災無線等の活用もありうる。

(4) 行事や旅行、部活動練習試合、大会参加中の対応例

- ・出発前の状況では、在宅中と同じ扱いとする。
- ・出発後については、情報を収集の上、教育委員会と相談し、適切な対応をする。
- ・遠足や総合的な学習の時間、職場体験、校外での部活動、修学旅行などでは、地理や建物の構造の把握が不十分であり、事前の現地での調査や避難経路の確保など十分な対策を講じておく。

確認しておきたい事項

- ・遠足や旅行における地形や避難場所、避難経路、退去方法
- ・事故や災害に遭った際の幼児児童生徒の行動手順
- ・緊急時の職員の対応手順
- ・園や学校、教育委員会、保護者への連絡方法
- ・休日における部活動等の動静等
- ・緊急時の連絡網

(5) 教育委員会所轄の施設の開所の対応例

- ・施設の開所については、前日の夜や朝の地震に際しては、その判断は朝の6時まで決定する。
- ・原則、震度5以上または6時の段階で停電しているときには、休所とするが、住民への連絡場所になることを鑑み、所としての機能は保つこととする。

3 地震災害情報の収集

震災時には、できる限り迅速で確実な情報を収集する必要がある。園や学校、施設は携帯ラジオを準備するなどし、情報が入手できる手段を講じておく。また、町や教育委員会からの情報を収集しながら適切な策を講じていく。

- (1) 震度、震源地
- (2) 幼児児童生徒、職員、施設利用者の被害状況
- (3) 幼児児童生徒、職員の家族の被害状況
- (4) 津波や地滑り、道路の地割れや陥没、ガス管や水道管・下水管の破裂、信号や橋の損壊状況、交通事故や交通渋滞等すべての通学路の状況
- (5) 園や校舎、施設の被害状況

4 園や校舎、施設の被害状況の収集

震度4以上の際には、必ず管理職が園や学校に出向き、園内や校内の点検をし、教育委員会に速やかに報告する。なお、大震災の際には、停電による信号機の停止、道路の陥没、電線の倒壊等も予想されるので十分に配慮の上、園や学校に出向くものとする。また、町内の教育委員会所轄の施設については、別添美郷町作成「災害発生初動マニュアル」に基づき、明示された担当が状況を確認し、速やかに班長又は課長に報告する。

5 園や学校における災害対策本部の設置

園や学校は、必要に応じて次のような災害対策本部を設置する

園・学校災害対策本部(校長【園長】、教頭【班長】、事務長等)	
総務班(兼 避難所班) →第4章参照	各班との連絡調整、校内の被災状況把握、教育委員会への連絡非常時持ち出し書類等の搬出、記録、報告書の作成、避難者の名簿作成、救援物資の受け入れ
安全確認・避難誘導班	幼児児童生徒及び職員の安否確認、避難誘導、負傷者の把握、下校指導、待機幼児児童生徒の把握
安全点検・消火班	校内、園内の建物の安全確認、電気、ガス、水道、電話の被害確認、通学路の危険箇所の確認、初期消火、二次災害の防止
救護班	幼児児童生徒及び職員の救命、救出等
保護者連絡班	保護者への引き渡し等

6 施設設備の安全確保・二次災害の防止

- (1) 施設設備の安全確保対策

火気使用器具の使用停止、ボイラー等のバルブの停止、ボンベ・燃料タンクの固定確認、避難口の確保

(2) 救護場所の設置

養護教諭や保健主事、看護師、職員による応急処置

(3) 二次災害防止に向けての取り組み

火災防止、危険箇所への立ち入り禁止、建物倒壊への対応、薬品の流出阻止

7 幼児児童生徒の帰宅、引き渡し

予め定められた手順に基づき、幼児児童生徒を下校させる。保護者の引き取りがあったときは、名簿等により確認の上、引き渡す。中学校においては、保護者への引き渡しのほかに職員同行の集団下校も考える。なお、事情により下校できない幼児児童生徒がいる場合は園内、校内の安全な場所で待機させる。

8 休日や夜間在宅時の幼児児童生徒の安否等の確認方法例

幼児児童生徒及び家族の安否や住居被害状況等を確認する方法を事前に決定し、周知徹底しておく。

(1) 自宅に電話が通じる場合の連絡方法

「1年1組 ○○○です。自分も家族も無事ですが、住居は半壊しました。現在、○○中に避難しています」

「1年1組の○○○の母親です。本人は、腕を骨折し、○○組合病院に運ばれましたが命に別状はありません。自宅の被害は軽く、現在父と自宅にいます。」

(2) 地域のコミュニティセンターや会館の利用

地域のコミュニティセンターや会館の所定の場所に安否確認表を貼り、それに自分の安否を記入し学校に知らせる。

(3) 家庭訪問による確認

9 休園・休校措置の決定及び伝達

- ・園や学校においては、震度5以上の地震があった際に保育や授業、行事を打ち切り、幼児児童生徒を保護者に引き渡すか集団下校させることとする。
- ・登下校中に震度5以上の地震があった際には、安全点検、安全確保等の理由によりその日は、休園休校とする。
- ・前日夜や朝の地震に際しては、その判断は当日朝の6時までに決定する。なお、連絡の方法は緊急連絡網を活用するが停電等の理由により使用できないこともあり、防災無線等も活用する。
- ・防災無線は1校のみでの利用は原則できない。
- ・保護者にメールによる伝達も学校毎に整備しておく。
- ・すべての通信網が使用できないことも想定し、地域のコミュニティセンターや会館に園・学校の休園休校や、給食の有無を知らせる連絡用紙を貼るなどの方法も整備し訓練しておく。
- ・地域毎に連絡員を決め、伝言して歩くという方法も考えておく。
- ・町として一斉の休園休校措置をとるときは、教育長と教育推進監が朝の5時3

- 0分の段階で判断し、校長に伝える。この場合は、防災無線での放送もある。
- ・震度4程度で学校が使用できない状況に陥った際には、保育や授業については、園長、校長の判断によるが、その決定は朝6時までに行う。小・中学校で可能な限り同一歩調が望ましい。
 - ・放課後児童クラブについては、教育委員会の指示に従う。

10 給食について

- ・給食の有無は当日の朝6時が最終決定時刻である。
- ・停電が朝6時の段階で復旧しないときは給食は原則停止である。その際は、家庭の負担も大きいことから園、学校は原則午前日程か休園休校となる。

11 臨時の園長・校長会について

- ・一斉休園や休校を取った日の16時から臨時の園長、校長会を開催し、翌日以降の措置を検討する。
- ・校長や園長が不在か対応に追われているときは、教頭（班長）もしくは教務主任が会議に臨む。
- ・16時より早い臨時の園長、校長会を開催するときは教育委員会から何らかの方法で連絡する。

12 教職員の状況把握、動員体制

- ・夜に震度5以上の地震があった際や朝6時の段階で停電があった際には、道路が通行可能であることや自宅が被災していないこと、家族や自分がけがをしていないこと等を確認の上、原則全職員が決められた時間に所属する園、学校に参集する。
- ・休日の場合も速やかに参集する体制をつくる。
- ・教職員が出張時に、被災した際は予め各園や学校で決めた方法に基づき園長や校長に状況を報告する。

13 大震災後の園や学校の再開について

被害が甚大な場合の園や学校の再開については、次の点に充分配慮する。

- ・幼児児童生徒及び家族の安否確認
- ・幼児児童生徒及び住居の被害状況
- ・教職員及び家族の安否確認
- ・教職員及び家族の住居の被害状況
- ・園や学校の被害状況確認
- ・ライフラインの被害状況確認
- ・通学路などの地域の被害状況確認

以上の点を把握し、十分な措置が取られていることを確認したうえで、全職員で家庭訪問や地域訪問等を行った後に園、学校を再開する。

また、園や学校が避難所に指定されたときの園や学校の再開については、教育委員会と十分に協議する。

第3章 防災教育の充実

1 基本的な考え方

園、学校における防災教育は、健康で安全な生活を営むために必要な習慣を養い、心身の調和の取れた人間の育成を図るためのものである。そのため、幼児児童生徒に地震や火災、気象等による災害から、自らの生命を守るために必要な知識や技能を習得させるとともに、災害発生時には状況に応じて、的確な判断のもと安全な行動ができる態度や能力を育てる必要がある。

このために、幼児児童生徒の発達段階に応じた防災教育の内容を取り上げ、計画的、発展的で实际的な計画を立案することが大切である。

また、防災教育を効果的に推進するためには、校内の職員体制を整備するとともに、家庭や地域と十分な連携を図る必要がある。

2 具体的な進め方

- (1) 各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体をとおして防災教育に関する年間指導計画を作成し、計画的、系統的に指導を行う。
- (2) 幼児、児童生徒が命の尊さや社会に奉仕する精神などを実感させるために体験的な活動や奉仕的な活動を積極的に取り入れる。
- (3) 幼児や児童生徒が興味・関心をもって学習できるよう、絵本や視聴覚教材、コンピュータの活用など指導方法の工夫を図る。小学校高学年や中学校においては、東日本大震災の新聞記事は非常に有効と思われる。
- (4) 消防署や警察、地域の防災関係者などの活用を積極的に図り、家庭や地域と連携した活動を推進する。

第4章 防災訓練の充実

1 基本的な在り方

地震に直面したときに、幼児児童生徒は想像以上の混乱が予想される。いざというときに落ち着いて適切な行動がとれるよう、平常時からあらゆる状況を想定した訓練を繰り返して行うことが大切である。防災教育の中核をなす防災訓練を訓練で終わらせず、現実的で実用的な訓練になるように園や学校は工夫する。

2 取り組み方法

実施の時期や方法は、季節や場所に応じて行う。保護者や地域とも十分に連携を図り、保護者への引き渡しや集団下校などさまざまな方法を実施する。また、形式的にならないよう授業中や保育中のみならず、登下校や休息时间、清掃中などいつ起こるか分からない地震を想定し、訓練の効果を高める工夫をする。

次のような訓練内容が考えられる。

- ・緊急放送が使えない場合の避難
- ・訓練時間を予告しない避難
- ・予め設定してある避難経路が使えない避難
- ・自宅から避難場所への避難

- ・起震車や煙体験
 - ・負傷者の救出や救急法
 - ・地域の会館やコミュニティーセンターを活用した連絡法
 - ・炊き出しや仮設トイレの設営体験
 - ・防災扉を閉じての避難
- 等々

第5章 教育委員会、美郷町災害対策本部との関係

美郷町では、町の広範な地域に甚大な地震災害が発生し、またはその被害が拡大する恐れがある場合や防災活動を協力を推進するため必要と認めた場合に、災害対策本部等を設置することとしている。災害対策本部を設置したときは、県及び出先機関、その他関係公共機関、近隣市町村に対し電話・無線等で報告し、また住民に対しては広報紙・広報車等によりその周知徹底を図ることになっている。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
美郷町災害対策本部	役場庁舎	1 震度5強以上の地震が発生した場合(自動設置) 2 広域(全町)停電や自然災害等が複合的に発生し、被害が甚大になると予想され、町長の指示があった場合 3 災害救助法を適用する程度の震災が発生した場合 4 その他町長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集 資料の作成 2 指示事項の連絡 伝達 3 関係機関との連絡調整 4 災害予防及び応急対策の実施	本部長 町長 副本部長 副町長、教育 長 本部付け 消防団長 総務課長 本部員 各対策部長
美郷町災害対策部	役場庁舎	1 震度5弱の地震が発生した場合 2 被害が発生し、防災上特に必要と認められた場合 3 その他副町長が必要と認めた場合		部長 副町長 部員 消防団長 各課室局長
美郷町災害警戒部	役場庁舎	1 震度4の地震が発生した場合 2 局地的に小規模災害が発生した場合 3 その他総務課長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集、 資料の作成 2 関係機関との連絡調整	部長 総務課長 部員 指定職員

教育委員会の業務（美郷町地域防災計画による）

- ・町立学校施設の被害調査に関する事
- ・町立学校施設の保全及び復旧に関する事
- ・被災園児・児童・生徒・教職員の避難及び救護に関する事
- ・臨時校舎の開設及び応急教育に関する事

- ・保健衛生及び学校給食保全措置に関すること
- ・教科書及び学用品の調達、配分に関すること
- ・学校施設への集団避難の受入対策に関すること
- ・その他災害時における学校教育全般に関すること
- ・社会教育施設及び文化財の保全、復旧措置に関すること
- ・社会教育施設への集団避難の受入対策に関すること
- ・その他災害時における社会教育全般に関すること
- ・社会教育施設及び文化財の被害調査に関すること

第6章 震災時避難場所としての対策計画

学校を避難所として開設するに当たっては、町の要請を受けた後、教育委員会と十分に協議し設置するものとする。美郷町地域防災計画では、次のような手順となっている。なお、被害の状況が著しい場合に、管理職だけでは対応が困難なときは校長は教職員の同意を得て協力を求めるものとする。

- (1) 開設に先立って、避難場所やそこへ至る経路が被害を受けていないか、安全であるか確認する。
- (2) 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全の確認を行う。
- (3) 町長は、避難準備の呼びかけ、避難勧告、避難指示が決定されたとき、または住民の自主避難を覚知したときは、ただちに各避難所を開設する。
- (4) 避難者の収容(美郷町地域防災計画資料編 p 74～75 参照)にあたっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間を考慮し収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の情報の把握に努める。なお、学校が避難所に割り当てられた場合、学校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。
- (5) 町は、次により避難所の適切な運営を行う。
 - ア 避難所における情報の伝達、食糧、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、ボランティア団体、自主的防災組織等の協力が得られるよう努める。
 - イ 避難場所におけるプライバシーの確保等良好な生活環境の確保に努める。

※避難所についてのマニュアルは、美郷町地域防災計画改定による。

